

# 農林金融

THE NORIN KINYU  
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

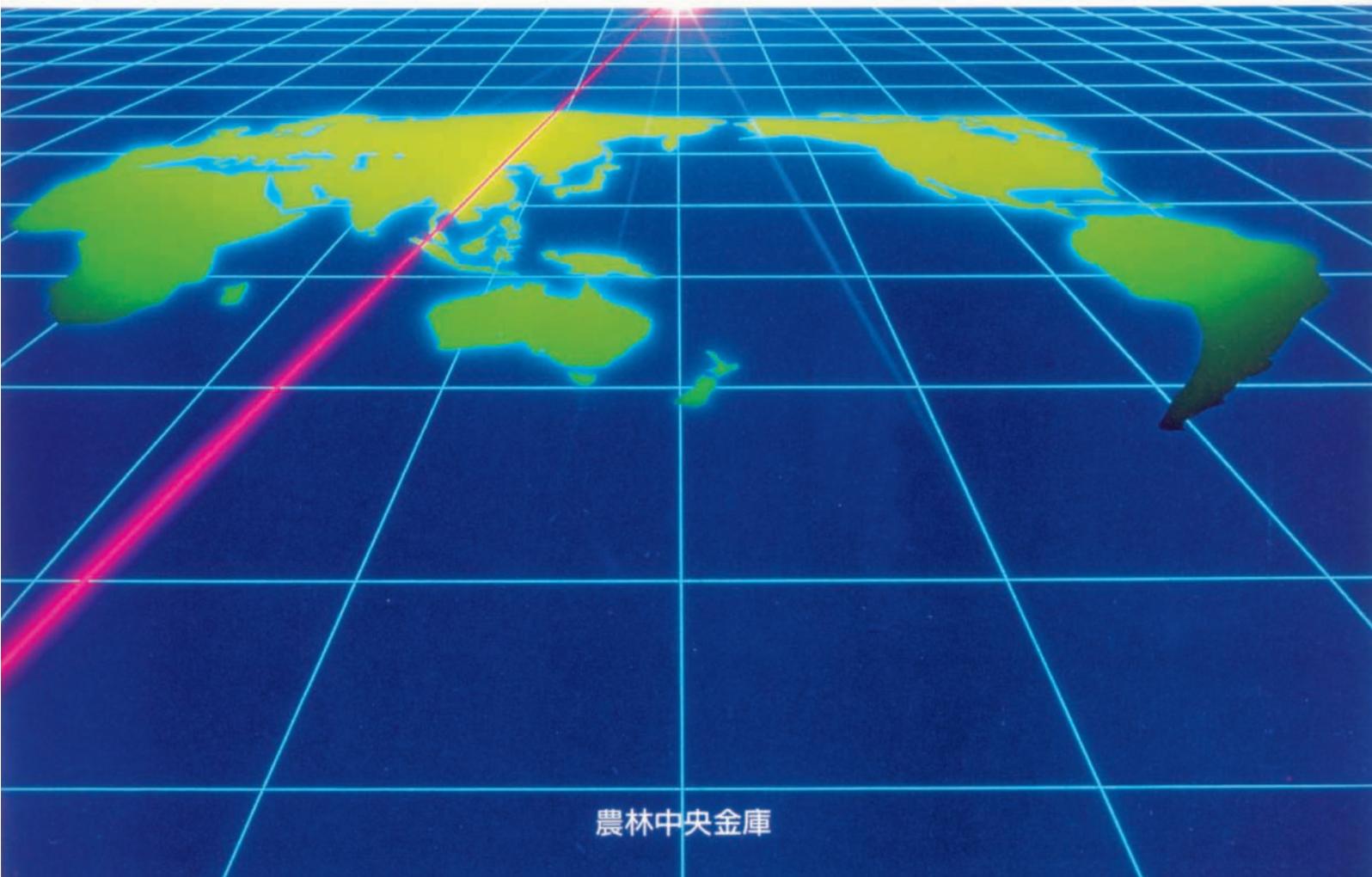
2005 **7** JULY

## グローバル化に揺れるアジア

米タイ交渉にみる米国のFTA戦略とその特質

韓国における食品消費動向

組合金融の動き



## 一つの地球で生きる

農林中金総合研究所は、中国の政府・研究機関関係者を対象に、日本の農業・農協等について紹介するセミナーを北京で開催してきた。平成16年度のセミナーは本年2月に、「日本における都市化の歴史とそれを支えた要因」をテーマに開催された。

中国では都市と農村の経済格差が著しく、その解消は、中国社会が安定的に発展していくうえでの最大の課題と言って過言ではないが、そのためには、農業の構造改革だけでなく、農村から都市への人口移出とその都市における労働力としての定着が不可欠である。このためセミナーへの関心は極めて高く、参加者によるハイレベルの熱心な討議が交わされた。経済発展や都市化のあり方、教育の役割、医療保険や年金等の社会保障制度の果たした役割等について意見が交わされ、日本の経験は大変参考になるという声が多く出された。

しかしまた、中国には中国固有の悩みが大きいことも強く感じさせられる。

中国の人口は現在13億人で、うち約40%が都市人口である。2030年の人口は16億人に増加するとみられるが、その75%が都市に居住すると仮定すると、2030年の都市人口は12億人で現在より7億人増加し、同年の農村人口は4億人で現在より3億人減少することになる。果たして今後わずか25年でこのような都市化を円滑にすすめられるであろうか。中国の都市建設は、農村における小城鎮（小都市）建設と上海に代表される巨大都市圏建設の二つの方向ですすめられているが、都市化は地域経済の動きとかけ離れたものではありえず、今後の都市化を考えるうえで課題は少なくない。

このように、今後の中国の経済・社会の発展は極めて大きな変化を伴い、それは世界全体に対しても大きな影響を及ぼすことになる。人口が増加する将来の中国の食糧需給見通しについてはさまざまな見方が行われているが、95%以上の食糧自給維持の方針が出されているとはいえ、中国の農産物の生産・消費動向が世界の農産物貿易に及ぼす影響はますます強くなるであろう。

さらに、筆者のラフな試算によれば、仮に将来中国の一人当たりの指標が現在のアメリカ並みになると前提すると、2030年の中国の商業エネルギー消費量は126億トン（石油換算）で現在の世界全体消費量の1.45倍に、中国のCO<sub>2</sub>発生量は329億トン（炭素換算）で現在の世界全体発生量の1.54倍に、中国の乗用車保有台数は77,900万台で現在の世界全体保有台数の1.30倍の規模になる。すでに地球温暖化の兆候が随所に表れつつあるにもかかわらず、将来中国だけで地球が二つ必要になることになる。しかしだからといって、先に発展した国が中国に発展をやめなさいと言うことなどできるはずがない。

このように、中国がいかなる発展の道を歩むか、中国が抱える課題をいかに解決するかは、中国一国の問題ではなく、世界、とくに東アジア諸国にとっての、共通の課題である。

「政冷経熱」や「反日」などの問題に適切に対処することはもちろんであるが、さらに、一つの地球で持続的に豊かに生きるためにどうすればよいか、そのような長期的視点にたつて、各分野で日中の交流と連携をさらに深め、共通の課題に取り組むことが求められている。

((株)農林中金総合研究所基礎研究部長 石田信隆・いしだのぶたか)

今月のテーマ

## グローバル化に揺れるアジア

今月の窓

一つの地球で生きる

(株)農林中金総合研究所基礎研究部長 石田信隆

日タイFTA交渉との比較を視野に入れて

米タイ交渉にみる米国のFTA戦略とその特質

室屋有宏 2

韓国における食品消費動向

藤野信之 26

談話室

カタツムリがおしえてくれる

慶應義塾大学大学院政策メディア研究科

助教授 金谷年展 24

組合金融の動き

農業機械の需給動向

長谷川晃生 42

統計資料 44

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

# 米タイ交渉にみる 米国のFTA戦略とその特質

日タイFTA交渉との比較を視野に入れて

## 〔要 旨〕

- 1 米国のFTA交渉はブッシュ政権下で急増し、主に中東、南米地域において積極的に展開されている。アジアでもASEANとの間で包括性の高いFTAネットワークを構築する構想が発表され、昨(04)年6月からタイとの交渉が開始された。
- 2 米国が求める包括的FTAは、市場アクセス、サービス・投資、知的財産権、労働・環境基準等を含むもので、日本などのFTAより範囲が広い。またブッシュ政権のFTA戦略は、経済上の利害だけでなく、自国の安全保障を通商交渉にリンクさせる傾向が強いのが特色である。
- 3 米国がASEANとのFTA構想を発表した背景には、東アジアにおける中国の台頭や「9.11」以後イスラム勢力を内部に抱えるASEAN諸国との協力強化の必要性など、東アジアの地政学的条件の変化が大きな動機となっている。
- 4 米タイFTA交渉は、今後本格的な交渉を迎えるが、双方にセンシティブな問題も多いことから交渉の難航と長期化が予想される。特に米国が強く求めるサービス・投資の自由化、知的所有権の保護強化などは、タイの経済システムの在り方にもかかわるものであり大きな抵抗に発展するリスクがある。
- 5 米国のFTA交渉は、相手国に対しては強く広範な自由化を求める一方、輸入品と競合する自国農産物、工業製品については強固に保護を維持するという矛盾を抱えている。また、安全保障関係も交渉上重視されるため、交渉の一貫性やWTOラウンドとの整合性を危うくする懸念がある。
- 6 米国や中国などに比べ、日本のFTAは戦略性が乏しくFTA締結自体を重視する傾向がある。日本のFTAは、むしろ米、中などとの違いを積極的に打ち出すことで、より戦略的に個性を発揮できると思われる。
- 7 近未来の東アジアの地域統合は、ASEANと日・中・韓のいわゆる「ASEAN+3」のFTAネットワークを核に進む可能性が高いとみられる。しかし、「ASEAN+3」はEUのような制度的機構や共通政策を短期間のうちに持つようになるとは予想し難く、米国とASEANとのFTA、またFTAA(米州自由貿易地域)との連携などを含む開放性の高い経済圏を指向することになるとみられる。

## 目次

はじめに	本稿の視点	(3) 「米タイ友好通商条約」の改訂問題
1	ブッシュ政権下で加速するFTA交渉	3 米タイFTA交渉の主要争点
(1)	ブッシュ政権以前の米国のFTA	(1) 市場アクセス問題
(2)	ブッシュ政権のFTA戦略	(2) サービス・投資
(3)	中東で進展，中南米では難航	(3) 知的財産権
(4)	米国が求める「包括性」	4 まとめ
2	米タイFTA交渉に至る動き	(1) 米タイ交渉の行方
(1)	地政学的要因が契機となる ASEANへのアプローチ	(2) タイとのFTA交渉における米・日の相違
(2)	なぜタイなのか	(3) 米タイFTA交渉が持つ意義

### はじめに 本稿の視点

21世紀を迎え世界中でFTA（自由貿易協定）が盛行するなか，ASEANは間違いなくその寵児となりつつある。中国と並び「成長のエンジン」の地位を得たASEANは，加盟国拡大と域内自由化の推進により，生産拠点として，また市場としての魅力を高めることで，さらなる直接投資の吸引と産業構造の高度化に至る好循環を期待している。こうしたASEANのダイナミズムを，FTA等の連携を通じ，より有利な条件で自らの成長に取り込む動きが出てくるのは当然の流れであろう。

最初の明確な動きは中国から始まった。当時の朱鎔基首相が2000年11月に中国・ASEANとの自由貿易地域の創設を提唱し，02年11月には両者の間で「包括的経済協力枠組み協定」の合意は，アジアにおける

FTA時代の到来を予感させる出来事であった。中国の素早い動きが日本，米国等にASEANとのFTA交渉を誘発させる影響は極めて大きく，FTAの「空白地域」と呼ばれた東アジアは以後一挙にホットな地域となった。

日本の取組みは，FTAより幅広いEPA（経済連携協定）を02年にシンガポールと締結したのを皮切りに，同年11月に小泉首相が「日本・ASEAN包括的経済連携構想」を発表し，その下でフィリピン，マレーシア，タイとのEPA交渉が開始され，既にフィリピン，マレーシアとの間で大筋合意に至り，タイとの交渉も現在大詰めを迎えている<sup>（注1）</sup>。また，本年5月から日本とASEANとの間で経済連携枠組み交渉も始まった。さらにASEANではないが，日本は04年にメキシコとEPAを調印，また03年末から韓国と交渉を開始している。

一方，米国のASEANへのアプローチは02年10月にブッシュ大統領がASEANとの

経済連携を進める「ASEANエンタープライズ計画」(EAI : Enterprise for ASEAN Initiative) の発表を契機としている。先行していたシンガポールとのFTAに続いて、この構想の下で昨(04)年6月からタイとの交渉が始まり、今後ASEAN各国との交渉を順次開始していく予定である。<sup>(注2)</sup>

本稿は、日・中・米を交え大きく動き出したASEANでのFTAについて、米タイ交渉に焦点をあてながら米国のFTA戦略とその特質について検討してみたい。米タイFTA交渉は、我が国では報道されることも少ないが、今後の東アジアの地域統合の在り方に大きな影響を与えていく重要性を持つと考える。また、米タイ交渉をみることは、同じタイを交渉相手とする日タイ交渉との比較を通じ、日本のFTAを相対化して考えるのに非常に貴重な視点を提供してくれるだろう。

なお、本稿においては、米タイ交渉を歴史的なコンテクストを含めて検討することを重視した。FTAに関する数多い論考は、得てして歴史的な視点が希薄であり、FTAを近視眼的な交渉ゲームとみる傾向が強いように思える。通商自由化交渉の場において、交渉国は、それぞれ歴史的に形成された固有の利害や二国間関係を与件として交渉に臨まざるをえない。その点で、本稿はFTA分析における「歴史の不足」を補うささやかな試みでもある。

以下、全体の構成について述べておくと、まず初めにブッシュ政権下で急増するFTAの現状と特長についてみる。その後

で、なぜASEANのなかでは、発効済みのシンガポールを除けばタイが最初の交渉相手となったのかについて、米タイの歴史的関係にもふれながら述べてみたい。そのうえで米タイ交渉の争点とその背景について検討し、最後に今後の交渉の方向性と米タイ交渉がASEANを中心とする東アジアの経済統合のあり方に与える意義について、日本の対応と合わせて考察してみたい。

(注1) もともとFTAは商品貿易の関税撤廃を目的とするものだったが、次第にサービス、投資を含む場合にも使用されるようになった。日本が推進するEPAはFTAに人の移動や経済制度の調和を含むより広い概念であるが、米国はさらに広範な内容をFTAとして締結しており、EPAとFTAの違いは明確ではない。基本的に両者は同じ性格のものであり、本稿ではFTA、EPAの総称の意でFTAを用いることにする。

(注2) 日・米・中以外では、韓国、インド、オーストラリア・ニュージーランドがASEANとの間でFTA枠組み交渉を開始している。またEUもASEANと今年4月にFTAの検討開始で合意している。

## 1 ブッシュ政権下で 加速するFTA交渉

### (1) ブッシュ政権以前の米国のFTA

歴史的にみるとFTAは西欧で最も多く締結されてきた。EC(欧州共同体)からEUへと経済統合が進化する過程で、域内外との間で多くのFTAが締結された。特に90年代には、EUと体制転換をめざす東欧諸国、またエジプト、マルタなど地中海諸国とのFTAが急増し、さらに近年ではアフリカ諸国やメキシコなどと地域横断的なFTAも締結している。欧州にはEFTA

(欧州自由貿易連合)もあり、EU同様に域外と活発なFTAを結んでいる。

米国は、こうした欧州の複雑なFTA拡大に対して批判的であり、あくまで多国間交渉による自由化姿勢をかつて取っていた。90年以前、米国の唯一のFTAはイスラエルとの間で結ばれた(85年)が、それは外交、安全保障の支援を主たる目的としたものだった。

しかし、90年代中ごろ以降、多国間交渉の長期化等を契機に、米国は多国間ルールの形成を基軸としつつも、通商機会の拡大という視点で地域間、二国間の自由貿易協定を推進する方向に転換した。92年からのクリントン政権下で、NAFTAの延長上に米州自由貿易地域(FTAA)を05年までに創設する宣言をするなど地域主義の色彩を強めるとともに、政権末期にかけてヨルダン、シンガポール、チリとのFTA交渉が開始された。

## (2) ブッシュ政権のFTA戦略

ブッシュ政権に入ると、前政権から引き継いだシンガポール、チリとのFTA交渉に加え、数多くの二国間FTAを同時並行的に進めるようになった(第1表)。

ブッシュ政権は、発足後間もない01年5月「2001年通商政策アジェンダ」を発表し、そのなかで、多国間(WTO)、地域

第1表 米国がこれまでに締結したFTA及び交渉を開始したFTA

	発効済、合意済なるも未発効、交渉中・交渉開始発表済
ブッシュ以前	米イスラエルFTA(1985年発効) 米加自由貿易協定(1989年発効) (但し、NAFTA発効以降、事実上停止状態) 北米自由貿易協定(NAFTA、米・加・墨)(1994年発効) 米ヨルダンFTA(2001年発効)
ブッシュ政権	米チリFTA(2004年1月発効) 米シンガポールFTA(2004年1月発効) 米豪FTA(2004年2月合意成立、2005年1月発効) 米・中米5か国FTA(CAFTA) (2004年2月最終合意、エルサルバドル批准済み、その他は議会審議中) 米モロッコFTA(2004年3月合意成立、2004年8月批准) 米ドミニカ共和国FTA (2004年3月合意成立、CAFTAと統合し議会審議中) 米バーレーンFTA(2004年9月合意成立) 米州自由貿易地域(FTAA) (2005年1月を交渉期限としたが合意に至らず) 米・南部アフリカ関税同盟諸国FTA(2003年6月交渉開始) 米パナマFTA(2004年4月交渉開始) 米・アンデス諸国FTA (コロンビア、ペルー、エクアドルとの間で2004年5月交渉開始) 米タイFTA(2004年6月交渉開始)

資料 外務省ホームページに筆者加筆修正

(FTAA)、二国間FTAによる三方面の自由化促進を行う通商戦略を示した。そしてブッシュ政権は「アジェンダ」実行のために、貿易促進権限(TPA)の復活が最重要の課題であるとして議会に強力に働きかけ、厳しい審議の後02年8月に勝ち取った。<sup>(注3)</sup> TPA獲得後、ブッシュ政権のFTA交渉は急加速することになる。

ブッシュ政権の通商戦略は、究極的なゴールは多国間としつつも、地域・二国間FTAを含め、米国市場への特惠アクセスを求める諸外国を互いに競わせ、米国は交渉ネットワークの中心で主導権を握るという「競合的自由化」(competitive liberalization)という発想をベースにしている。この戦略自体はクリントン政権時に始まったもので、NAFTAやAPEC交渉をテコに、当時ウルグアイ・ラウンド交渉を終結させるために必要であったEU側の譲歩を引き

出すなどの成果を挙げたとされる(佐々木(2003),ローレンス・ブルーザー(2004)参照)。

また、ブッシュ政権がFTA重視へシフトする背景には、WTO交渉の停滞に対する米国産業界の強い不満がある。94年にTPAが失効した後、世界中でFTAが急増するなか、米国企業はそのメリットから除外され、巨大なビジネス機会を喪失したと産業界は主張している。産業界は、二国間FTAは交渉時間が短く、締結条件も個別に対応可能であること、また、FTAを締結した近隣諸国が米国に同等の条件を求めFTAを促進するインセンティブとなり、ひいては多国間や地域ベースの自由化と相互補完的に進展する効果があると期待している。

こうした米国の産業利害をリードしているのが巨大多国籍企業であり、彼らはまさに「国境を越えた」(transnational)グローバルな経済活動を支える自由化をFTAに求めている。米国のFTAが内容としては、金融、物流、通信などのサービス分野の開放、資本移動の完全自由、強い知的財産権の保護などを含む「包括的」(comprehensive)なものを求めるのは、巨大グローバル企業の強い利害を主に反映しているためといえる。

ブッシュ政権のFTA戦略は、クリントン政権から連続するこうした経済主義的な側面に加えて、「9・11」テロを契機に安全保障・外交政策とのリンクが前面に出てくる点が大きな特長になっている。FTA交渉相手国の選定に際して、テロとの戦いや

イラク戦争へのスタンスにより交渉候補の国・地域に明確な格差があり、FTAが経済的メリット以上に安全保障・外交戦略上のツールとして活用される場合が多い。<sup>(注4)</sup>

(注3)米国の通商政策の大きな特長は、米国憲法上、通商は本来的に連邦議会の権限とされている点である。そのため大統領府が通商協定の当事者となるためには、議会から大統領に対する「貿易促進権限」(TPA: Trade Promotion Authority)を得る必要がある。また、TPAにより、議会は合意された協定の個別の修正ができず、一括して承認か不承認だけを決定することで迅速な審議処理が期する仕組みになっている。なお米国では、通商交渉を直接担当するのは大統領府のひとつである米国通商代表部(USTR)であり、USTRは産業界、消費者、議会などと密接に連携しながら専門的に対外経済交渉を進める。

(注4)例えば、オーストラリアとのFTAは、クリントン政権時代からオーストラリア側が交渉開始を求めていたが実現していなかった。しかし、イラク戦争に対しオーストラリアの極めて強い協力姿勢に米国はFTAで応える形で交渉が始まった。同じくFTA締結を強く希望しているニュージーランドに対しては、ニュージーランドが米国のイラク攻撃に反対したため、米国は同国との交渉開始を棚上げにし、オーストラリアと明確な差別的取り扱いを行った。

### (3) 中東で進展、中南米では難航

前掲第1表の米国のFTA交渉状況を見ると、ブッシュ政権下で合意もしくは交渉中のFTAは、地域的に中南米と中東に集中していることが分かる。アジアでは発効済みのシンガポールに次いで、タイとの交渉が始まったのみであり、この点はクリントン政権がAPECなどアジアとの通商自由化に力点を置いていたのと比べると対照的である。

第一期ブッシュ政権のFTA戦略で一番進捗があったのは、中東地域である。中東地域では、米国はイスラエル、ヨルダン、

モロッコ(以上発効済み), バーレーン(議会審議待ち)の4か国とFTAを締結している。さらに昨(04)年11月には, アラブ首長国連邦(UAE), オマーンとの間でFTA交渉を開始すると発表された。これとは別に, 中東9か国との間に貿易投資枠組協定(TIFA)を結んでいる。

ブッシュ大統領は, 03年9月に対中東政策の一環として, 米・中東自由貿易圏(MEFTA)を10年以内に創設する構想を発表しており, 高い水準で包括的な自由化を約束した諸国との間で新たなFTA交渉を開始し, 二国間FTAを中東地域に広げ, 最終的に自由貿易圏を形成するとしている。中東諸国とのFTA推進は, テロとの戦い, イラク問題との観点から米国の外交, 安全保障戦略と密接にリンクしているといえる。

米国のFTAは中東地域で比較的に順調に進んでいるのに対し, もうひとつの焦点である中南米諸国との交渉は総じて難航しており, また合意をみたFTAも米国内で議会審議についても厳しい状況である。主な状況をみておこう。

まずエルサルバドル, コスタリカ, ホンジュラス, ニカラグア, グアテマラの中米5か国を対象とする中米自由貿易協定(CAFTA)は, ブッシュ政権が最初に取り組んだFTAであり, 04年5月調印された。米国は並行して交渉, 合意されたドミニカ共和国とのFTAをCAFTAに統合し, 「DR-CAFTA FTA」として, 現在その国内実施法案が米国議会で審議されてい

る。しかし, 同FTAについては労働組合が強硬に反対しており, また繊維業界, 砂糖業界の強い反対もあり議会承認は難航し<sup>(注5)</sup>ている。

中米では, もうひとつアンデス諸国(コロンビア, ペルー, エクアドル, ボリビア)やパナマとのFTA交渉行われている。米国は米州自由貿易地域(FTAA)の創設が, 加盟34か国での利害対立から早期合意が難しいと判断し, パナマやアンデス諸国とのFTAを先行させ, ブラジル等FTAA交渉で対立する諸国を牽制する意図があるとされる。

しかし, コロンビア, ペルー, エクアドルとの交渉は04年5月に開始されたが, 一部農産品とジェネリック医薬品(後発品)を中心とする知的財産権の取り扱いで妥協に至らず, 交渉終了目標が延期された(ボリビアは現在交渉から外れている)。また, 農産物に関しては, 米国もセンシティブ品目を抱えており交渉は順調ではない。

さらには米国の地域通商協定のなかで優先度の最も高いFTAAの創設は, 米国とブラジル間の農業問題を中心に根深い対立が続いており, また, 加盟34か国間での利害調整も難航し, 当初の交渉期限であった05年1月までの合意には至らなかった。

米・ブラジル間の最大の対立点は, ブラジルが米国に農業補助金とアンチ・ダンピングの規律強化の協議を求めているのに対し, 米国はそうした議論はWTOの場で行うべきでFTAAの対象外としている点である。米国がオーストラリアとのFTA合意

(04年2月)で、砂糖を関税撤廃の例外品目としたことで、FTAA交渉国はそれぞれの利害で除外品目を求めるようになり、交渉は一層複雑化した。他方、米国はブラジルに対しては、サービス分野、投資、知的財産権などでの改善を求めているが、ブラジルは協議に難色を示し、歩み寄りがみられない状況にある。<sup>(注6)</sup>

(注5) 同法案は、本年6月30日、米議会上院本会議で承認された。批准手続きは下院本会議の承認を残すだけとなり、7月末までに正式に採決される見通しがでてきた。ブッシュ政権が採択直前に砂糖業界への譲歩を示唆したことが奏功したとみられる(『通商弘報』2005年6月23日)。

(注6) オーストラリアとのFTA交渉では、牛肉、砂糖、乳製品等の農産品市場アクセスで交渉が難航し、最終的には米国が砂糖を例外品目とし、また牛肉の関税撤廃期限を18年後とするなど国内農業への配慮を行った。一方で、オーストラリアの米国小麦への規制(小麦専売制度)、また米国の医薬品、エンターテインメント(テレビ番組の国産規制)、外国投資規制などの障壁は残った。

#### (4) 米国が求める「包括性」

第一期ブッシュ政権でFTA交渉の成果が挙げたのは、米国との政治・軍事的結びつきが強い、人口規模が小さい、中東産油国、金融・物流センター(バーレーンやシンガポールなど)など農産物貿易上の対立が無いなど、かなり例外的な諸国であった。反対に、こうした例外性のない国との間では、米国が求める包括性の高いFTAを結ぶことは容易でないことを現実には示唆しているといえよう。

グローバル化による自由化が相当浸透した現状では、FTA交渉に残された分野は非常にセンシティブなものが中心となって

いる。特に農業、サービス・投資、知的財産権など米国が求めるFTAの関心分野は、相手国に政治的な反応をもたらしやすく、しかも米国が途上国に対してWTO以上の水準を求めればなおのことである。

また、米国がFTAに求める「包括性」は、米国内の諸利害がときに相矛盾し、また複雑に錯綜し合うため一貫したものとなり難しく、WTOラウンドとの整合性をも危うくする側面がある。

米国の通商自由化の利害は、前述したように寡占的なグローバル企業が中核を成す一方、国内のナショナルな利害(例えば「チープ・レーバー」の流入を忌避する労働組合、輸入品との競合性がある農業、工業分野、様々な市民運動等)が交渉に反映される。このような国内諸利害は、米議会において地域利害と重なり増幅される形で交渉に影響されることが多い。例えば、米国のFTA交渉項目に「労働・環境基準」が必ず含まれるのも、現行TPA承認の際に議<sup>(注7)</sup>会が求めた条件のひとつである。

こうしたモザイク状の経済的利害に加えて、ブッシュ政権のスタンスとして安全保障を通商交渉にリンクさせる色彩が強いため、FTA交渉の一貫性に<sup>そご</sup>齟齬をきたし、ひいては米国自身の交渉力低下を招来させる恐れは否定できない。

(注7) また実際のFTA交渉に際しては、センシティブ品目を抱える米国産業、地域の懸念や不満を収束させる様々な手段が議会との交渉で利用される。例えば、輸入を抑える非関税障壁、国内産業を保護する救済策としての補助金措置、貿易自由化により直接マイナスの影響を受けた個人、企業、地域社会に対するセーフティネット

トとしての「貿易調整支援」(TAA: Trade Adjustment Assistance)などが含まれる(詳しくは、ジェトロ「米国の通商交渉におけるセンシティブ案件とその背景」2003年10月を参照)

## 2 米タイFTA交渉に至る動き

### (1) 地政学的要因が契機となる

#### ASEANへのアプローチ

米国の産業界は、ASEANは経済規模が大きく、成長スピードが高いためFTA締結への関心は従来から強かったが、ブッシュ政権の対アジア通商政策は、02年に入るまでは中国のWTO加盟とその条件遵守にもっぱら関心が集中していたとされる。こうした米国の姿勢を大きく旋回させたのが、「9・11」後のテロとの戦いと中国のASEANに対する素早い動きだったとされる。

「9・11」テロの発生以後、米国のアジアにおける安全保障の最優先事項は、台湾問題からテロ問題に移ったとされ、そのため内部にイスラム勢力を抱えるASEAN諸国との協力関係の戦略的価値が一挙に高まった。また、ASEANとの経済統合に対する中国の積極的な働きかけについては(特にカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムのASEAN後発加盟国)、自国の市場機会拡大だけでなく、政治的意図としてアジアにおける米国や日本の影響力への牽制、また台湾問題での優位性強化があるとの認識である。

こうしたASEANを取り巻く地政学的変

化を背景に、ブッシュ政権は02年10月にEAIを発表し、本格的にアジアでのFTAに目を向けるようになる。米国はこの構想のなかで、ASEANを中国のように一括して扱うのではなく、ASEAN各国の経済発展段階の水準等に応じ、個別に二国間FTAを積み上げ、最終的にネットワーク化する方向を示した。

そしてASEAN加盟国のなかでは、WTO加盟国、米国と貿易投資枠組協定(TIFA)を結んでいる国、とFTA交渉を行う用意があると表明した。交渉開始条件としては相当高いハードルであり、当時その対象となるのは、シンガポール、タイ、フィリピン、インドネシア、ブルネイの5か国であった(マレーシアとはその後04年5月にTIFAを締結)。

### (2) なぜタイなのか

EAIが発表された時点で、シンガポールは米国とのFTA交渉の最終段階であった(03年5月調印)。ASEANのなかでシンガポールが先行して米国のFTA交渉の対象国となったのは、安全保障面では米国への強い依存と米国のイラク攻撃に対する積極的な支援であり、経済面ではシンガポールが実質的な農業分野を持たない都市国家であり、包括性の高いFTAを短期間に合意できるという点にあったと考えられる。米国はシンガポールとの間で、はじめて原産地規則、サービス、投資、知的財産権、電子商取引、労働・環境などを含む包括的FTAを結び、以後ASEANとのFTAのモデ

ルとするとした。

シンガポールに次いで、なぜタイが最初の交渉相手となったかという点は、タイの良好な経済状態以外に、ブッシュ政権のロジックからして、タイが米国の安全保障上のパートナーとして「合格点」を取ったことが決定的だといえる。

タイは米国の対イラク武力行使の際、南部イスラム勢力に対する配慮もあり中立姿勢を表明したため、両国関係は一時的に良好とはいえない時期もあった。しかし、タイがイラク復興支援として、工兵・医療部隊を中心にタイ軍約450名をイラクに派遣すると、これに対しブッシュ政権はタイを

「テロに対する戦争」の重要な「非NATO主要同盟国」(Major Non-NATO Ally)と評価した。ブッシュ大統領とタクシン首相がFTA交渉を開始することで合意したのは(03年10月19日)、タイのイラク派遣決定直後のことだった。

反対に米国とのFTA締結を希望していたフィリピンは、米国の旧植民地であるという深い関係があるものの、フィリピンがイラク派遣部隊を撤退させたことで、両国関係が悪化し、米国がFTAに消極的になったとされる(なお現在は関係が修復されており、タイの次の交渉国としてみられている)。

第2表 タイのFTA交渉の進捗状況

中国	・2002年10月, ASEAN - 中国FTA枠組み協定 ( ASEAN原加盟6か国とは2012年までに通常品目の関税撤廃, センシティブ品目は20%以下とする ) ・枠組み協定に基づくアーリーハーベスト( 先行関税撤廃 ) 2003年11月より野菜, 果実の関税撤廃, 2004年1月より農産物の関税を10%以下に引下げ開始
オーストラリア	・2004年7月調印, 2005年1月発効, タイにとり貿易・サービスを含む初めての包括的FTA タイ側のセンシティブ品目である農産品では10~25年の時間をかけ関税撤廃 ( 牛肉15年, 牛乳20年など )
ニュージーランド	・2004年6月から交渉開始, 同年11月実質合意。2005年7月発効予定, 包括的FTA オーストラリアとのFTA合意同様, NZ産牛乳, 肉についてはタイは20年かけ関税撤廃
日本	・2004年2月交渉開始, 本年7月の大筋合意をめざす 農林水産分野では協力案件を含めたパッケージで合意, タイ側は自動車・同部品, 鉄鋼製品の関税撤廃に難色
米国	・2003年10月交渉開始で合意, 04年6, 10月, 05年4月と3回の交渉実施。次回は05年7月 米国側は知的財産権, サービス・投資, 環境・労働を含む包括的なFTA締結をめざしており, 協議は難航が予想される
EFTA ( 欧州自由貿易連合 )	・2005年5月から交渉開始 EFTAはスイス, ノルウェー, アイスランド, リヒテンシュタインの4か国
インド	・2003年10月, 包括的経済協力枠組み協定調印 アーリーハーベストとして, 82品目については2006年9月までに関税撤廃
バーレーン	・2003年10月, 経済協力枠組み協定に調印 サービス分野については, それぞれ関心の強い分野から交渉開始
ペルー	・2003年10月にタイ・ペルー緊密経済連携枠組み協定に調印 2004年1月からFTA交渉を開始
BIMSTEC	・2004年2月, BIMSTEC加盟6か国( ブータン, インド, ミャンマー, ネパール, スリランカ, タイ )との間で FTAを含むBIMSTEC協力枠組み協定に合意, 04年6月バングラディッシュも参加合意 BIMSTECはバングラディッシュ, インド, ミャンマー, スリランカ, タイとの間の協力推進を目的に97年に結成された, その後ネパールとブータンが参加
韓国	・今年度中の交渉開始予定

資料 筆者作成

一方、米タイFTA交渉そのものはタイ側の要請で始まっており、そのねらいは最大の輸出市場である米国への特恵的アクセスが主眼である。近年、米国の輸入におけるタイのシェアは、メキシコや中国に取って代わられる形で低下しているため、タイはFTAによる輸出拡大に大きな期待を寄せている。

また、01年に誕生したタクシン政権は、農村振興などの内需拡大策と輸出産業の伸長を同時に進める「デュアル・トラック」(dual track)政策を採っており、各国とのFTAを輸出産業育成、強化のテコとして活用する政策を打ち出している。政治的にも、タイは米国、中国、日本、インドなど大国とのバランスを取る形でFTAを進めることで、通貨危機後インドネシアが不安定化するなか、タイがASEANの中心であると対外的にアピールする意図があるとみられる(第2表)。

### (3) 「米タイ友好通商条約」の改訂問題

米タイFTA交渉については、その歴史的前提といえる両国関係をも理解しておくべきで、そのためには時間をおよそ半世紀近く戻して考える必要がある。

米タイ関係を振り返ると、冷戦の開始とともに1950年に「米タイ経済技術協力協定」と「米タイ軍事援助協定」が、また翌51年には「相互安全保障条約」(MSA条約)が締結され両国間の軍事、経済両面での協力体制が形成された。その後、ベトナム戦争やインドシナ情勢が緊迫化するなかで、64

年以降タイは米国に軍事基地を提供し、東南アジアにおける反共戦略のかなめの地位を果たした。<sup>(注8)</sup> タイが「ベトナム特需」として米国から受けた経済的効果は極めて大きく、例えば1966~71年の間で15億ドル、68年度の支払額3億1,800万ドルは同年度のタイGNPの6%にも相当し、タイの経済開発の基盤として後年大きく貢献した。<sup>(注9)</sup>

このような緊密な米タイ関係を背景に、66年に「米タイ友好通商条約」(Treaty of Amity and Economic Relations)が締結され、米国企業はタイ国内で「内国民待遇」を受け、タイの外国人投資法(Thai Foreign Business Act)上の制限や許可条件から基本的に免除されるという特典を得ている。ただし、同条約でも輸送、通信、資産運用・管理業務(fiduciary functions)、預金関連銀行業務(banking involving depositary functions)、土地及び天然資源の開発、国内農産物の国内流通、の5分野は例外とされた。

この条約が結ばれた当時のタイでは、外資規制がほとんどない状態だったため、同条約が米国企業にとり必ずしも大きなメリットだった訳ではないが、その後タイが産業化政策を進め外資制限を強化するようになると、友好通商条約は米国企業にとり大きな優遇となった。<sup>(注10)</sup> しかし、米国だけを特別優遇する通商条約の規定は、WTOの「最恵国待遇」の原則と矛盾するために、05年1月までに是正するように求められていた(この問題は、米タイFTA交渉中はペンディング扱いとなっている)。

したがって米タイFTA交渉は、友好通商条約の改訂という両国間の歴史的関係の再定義という問題を含んでいる。米国にとってはタイとのFTAは、まず既得権維持の観点から絶対的に必要なものであり、実際米国側が議会からFTAの交渉権限を得る際、友好通商条約の水準を維持することを条件にしている。さらに、米国はFTAにおいて友好通商条約で除外された金融、運輸、通信等を含め原則参入自由を求めており、たとえ除外分野が残る場合も制限を受ける分野を列挙するネガティブ・リスト方式（友好通商条約はこの方式）での合意を要求している。

しかし、タイからすると、友好通商条約の規定は「冷戦の産物」であって、米国への特別待遇をむしろ縮小したい意向があり、両者の対立には歴史を反映した深い溝がある。また、米国の求めるネガティブ・

リスト方式については、それに伴う国内法改正に大変な困難が伴うため交渉進展の障害だとしている。

（注8）たとえば、米国の北ベトナム爆撃の約8割がタイ国内の基地から飛び立ったものだったという。末廣昭（1993）『タイ - 開発と民主主義』（岩波新書）p.55

（注9）桐山昇・栗原浩英・根本敬（2003）『東南アジアの歴史』（有斐閣）p.222

（注10）この優遇メリットを享受している在タイ米国企業は1,293社に上るという（TDRI（2003）p.103）。

### 3 米タイFTA交渉の主要争点

昨（04）年6月から開始された米タイ交渉は昨年2回、今年4月と計3回の協議が行われたが、これまでのところ交渉の枠組設定のための意見やデータの交換の段階であり、本格的な交渉はこれからの状況である。

しかし、米国がFTAに求める内容が、

第3表 米タイFTA交渉において予想される主な争点

	米国側の主張	タイ側の主張
農産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>農産物に対する関税引下げ</li> <li>タイの平均関税率は24%と高率（最恵国待遇）で最終消費者に届く段階の食品ほど関税率が高い</li> <li>国内税、ライセンス、表示・認証基準などの非関税障壁の撤廃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>野菜果実、魚介類・同加工品などの関税引下げ</li> <li>砂糖市場の開放</li> <li>様々な非関税障壁の撤廃（輸出補助金制度、アンチ・ダンピング課税への反対）</li> </ul>
非農産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車・SUV関税（80%、完成車）の引下げ</li> <li>繊維製品の関税（25～40%）の引下げ</li> <li>輸入数量制限、輸入ライセンス措置等、非関税障壁の是正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>繊維・衣料（品目により40%）の関税引下げ</li> <li>小型トラック関税率（25%）の引下げ</li> </ul>
サービス・投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>全面的な開放、資本移動の自由</li> <li>ネガティブリストに基づく市場開放</li> <li>規則の透明性向上、規制制定に関しての通知、意見表明プロセスを用意する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>タイのサービス・投資分野の開放は慎重に進めるべき</li> <li>金融分野の全面的な開放はリスクが大きい。</li> <li>ネガティブリストの対応は国内法との関連からも難しい</li> </ul>
知的財産権	<ul style="list-style-type: none"> <li>著作権、特許、商標権（地理的表示を含む）、農業、医薬品データなどの実効性ある保護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>TRIPS以上の知的財産権保護は国民生活全般に悪影響をもたらす</li> <li>ジェネリック薬品、HIV関連薬品の価格上昇に対する不安</li> </ul>
労働・環境基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>ILOの労働基準遵守を要求</li> <li>環境保全に関する高レベルの法令導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国の求める労働基準・環境保全レベルの引上げは、タイの競争力低下につながる懸念がある</li> </ul>

資料 USTR(2005)およびタイの新聞報道から筆者作成

農産物，サービス・投資，知的財産権，労働・環境基準などタイ側のセンシティブ分野を広範に含み，かつ自由化レベルが高いことが次第に認識されるにしたがい，タイ側の懸念は強まっております。交渉の難航と長期化は避けられないとみなされるようになってい

る。米タイ交渉において，主な争点となるとみられる市場アクセス，サービス・投資，知的財産権について，以下で整理しておきたい（要約は第3表参照）。

第4表 米国のタイへの輸出

(単位 百万ドル，%)

順位	HS 2桁 分類	項目	2000年	04	変化率 (04/00)	品目シェア (04)
—	—	合計	6 643	6 363	4.2	100.0
1	85	電気機器・同部品	2 699	1 915	29.0	30.1
2	84	一般機械・同部品	996	1 245	24.9	19.6
3	90	光学・医療機器	255	313	22.6	4.9
4	29	有機化学品	161	230	43.1	3.6
5	40	プラスチック・同製品	195	217	11.2	3.4
6	71	宝石，貴金属	106	217	104.2	3.4
7	52	綿・綿織物	70	191	171.0	3.0
8	88	航空機	532	177	66.7	2.8
9	98	その他，特定分類品	158	161	1.8	2.5
10	72	鉄鋼	21	160	669.7	2.5
11	10	穀物	51	100	98.0	1.6
12	87	輸送機器	133	84	37.2	1.3
13	13	大豆等油種植物	149	79	46.6	1.2
14	33	化粧品，香水等	33	78	136.8	1.2
15	27	鉱物性燃料及び鉱物油	55	78	41.2	1.2
16	38	化学工業製品	65	75	14.7	1.2
17	23	大豆カス等の飼料	82	75	8.4	1.2
18	41	原皮	57	69	20.6	1.1
19	44	木材パルプ	77	57	25.8	0.9
20	28	無機化学品	49	49	1.8	0.8

資料 米国商務省データより作成  
(注) 合計にはその他の項目を含む。

第5表 米国のタイからの輸入

(単位 百万ドル，%)

(1) 市場アクセス問題

a 貿易概況

米国通関統計によると，04年の米国のタイへの輸出額は64億ドル（米国の輸出相手国として世界23位），タイからの輸入額は176億ドル（同16位）である。また反対に，タイから見た米国との貿易ウェイトは，輸出先としては第1位で約16%のシェアであり，輸入先としては日本に次ぐ第2位の約8%を占めている（ちなみに04年の日タイ貿易は，日タイ202億ドル，タイ 日141億ドル）。

順位	HS 2桁 分類	項目	2000年	04	変化率 (04/00)	品目シェア (04)
—	—	合計	16 389	17 577	7.2	100.0
1	85	電気機器・同部品	3 867	4 418	14.2	25.1
2	84	一般機械・同部品	2 947	2 973	0.9	16.9
3	71	宝石，貴金属	878	1 152	31.2	6.6
4	61	ニット衣料品	1 014	938	7.5	5.3
5	62	衣料品(ニット以外)	827	884	6.9	5.0
6	40	ゴム・同製品	634	865	36.5	4.9
7	16	肉，魚介等の調整品	774	807	4.2	4.6
8	03	魚介類	1 020	545	46.5	3.1
9	94	家具	317	504	58.8	2.9
10	39	プラスチック・同製品	186	324	74.0	1.8
11	90	光学・医療機器	373	305	18.2	1.7
12	64	履物	328	288	12.2	1.6
13	20	野菜，果実等調整品	142	255	79.7	1.5
14	95	玩具，スポーツ用品	260	238	8.4	1.4
15	73	鉄鋼製品	172	209	21.6	1.2
16	63	繊維製品	118	197	67.3	1.1
17	98	その他，特定分類品	92	184	100.7	1.0
18	87	輸送機器	73	175	141.0	1.0
19	44	木材・同製品	180	167	7.4	1.0
20	10	穀物	122	160	31.8	0.9

資料，(注)とも第4表に同じ

品目構成をみると、米国からタイへの輸出では電気機器、一般機械がそれぞれ30%、20%を占め、次いで光学・医療機器、有機化学品、プラスチックとなっている（第4表）。一方、米国のタイからの輸入では、集積回路や半導体などの電気機器・部品が25%、事務機械・部品やコンピュータなどの一般機械が17%とこちらも工業製品のシェアが高く、次いで衣料品（ニット・それ以外合わせて）が10%となっており（第5表）、両国間の貿易関係は相当水平度が高いといえる。

FTA交渉の市場アクセスで問題になるのは、双方とも輸入品と競合関係にある国内産業分野が中心である。タイ側では農産物であり、米国側は小型トラック、自動車部品、繊維・衣料品、履物などについて、タイの労働・環境基準とも関連し反発の声が出ている。

#### b 農産物

米タイ間貿易における農産物の占める割合は、比較的小さく競合性も余り無いものの、自由化の度合いが低いこともあり、FTA交渉の大きな争点となっている。特に、タイにとり農業は労働力人口の約半分を占める重要産業でもあり、農業分野の市場開放は難航すると予想される。

両国の農産物貿易（04年）は往復で約18億ドル、このうちタイから米国へ約11億ドル、米国からタイへは約7億ドルの輸出で、収支はタイの大幅な黒字である。タイから米国へは、ゴム、加工水産物（ツナ缶詰等）、

冷凍エビ、果実・野菜等調整品、木材・同製品、穀物（コメ）が輸出され、一方、米国からタイへは綿、穀物、大豆、大豆カス等飼料が主に輸出されている。基本的にタイが熱帯産品を、米国が温帯産品を輸出し合う補完性の強い関係にある。

両国とも農産物への関税水準は工業製品に比べ高く、特にタイの農産物関税（最恵国待遇）は24%と高く、肉、生鮮果実・野菜に関しては40～60%に達する。さらに、タイでは物品税、付加金（surcharge）、ライセンス税、表示・認証基準などの非関税障壁が大きいことを、米国は問題視している。米国議会調査局（CRS（2004））のレポートは、タイ側の関税や貿易歪曲的な措置が実質的に低下すると、米国からタイへ年間で3億ドルの農産物輸出増が可能との見方を示している。（CRS（2004）p.10）具体的には、肉、酪農品、砂糖、アルコール飲料、タバコの輸出拡大を期待している。

これに対しタイ側は、米国の野菜・果実、魚介類・同加工品などの高い関税率の引下げ、現在割当制となっている砂糖（タイは米国の砂糖輸入先の第3位）などでの自由化を期待している。またタイは、2002年米国農業法にみられる農業補助金政策に対し、強い不満を持っている。米国は国内で膨大な補助金を利用しながら農業の競争力を高め外国に市場開放を求める一方、タイが関心を持つ砂糖などでは強い保護を与え市場開放を拒んでいる。米国の砂糖業界は強力なロビー活動を通じ、オーストラリアとのFTA合意でも例外品目扱いを獲得し、ま

た現在審議中のCAFTAの議会批准には根強い反対を行っている。<sup>(注11)</sup>

### c 工業製品

工業製品では、米国はタイの高関税品目である乗用車・SUV（関税率80%、完成車輸入の場合）、オートバイ（関税率60%）、ノックダウン自動車部品（同33%）、繊維製品（同25～40%）の関税率引下げ、非関税障壁の撤廃を求めている。

一方、米国の工業製品の関税率は既に低く、平均して2～3%程度に過ぎない。しかし、繊維・衣料では品目により高関税が残存しており、またタイが得意とする小型トラックでは25%の関税が設定されている。米国自動車産業はタイに対して自動車輸入関税の削減を求める一方、タイが関心のある小型トラック関税の引下げについては、米議会に強い影響力を行使し強く反対しており、工業製品分野での争点のひとつになっている。

（注11）現在、米国のタイ産砂糖への割当枠14,743トンで、枠を超えた輸入には0.16ドル/ポンド、従価換算で200%近い高関税が設定されている。また、米国砂糖業界の強い政治力について、ローレンス・ブルーザー（2004）は「全米の農産物販売額のうち、砂糖のシェアはわずかに1%にすぎないが、農業関連の政治献金ではその17%を砂糖業界が支出している。同業界の運動組織は30州から50州の規模で展開可能であり、したがって議会に対する影響力は絶大である」と指摘している（p.15）。

### （2）サービス・投資

米国商務省統計によると、03年の米国のタイへの民間サービス輸出額は約11億ドルであり、これは同年のタイ向け財輸出額58

億ドルと比べても相当大きな規模である。これ以外に、投資収益（直接投資収益、利子・配当）や資本収支に計上されるキャピタルゲイン等を加えると、米国がタイでのサービス・金融分野の自由化へ強い関心を持つ理由が理解できよう。<sup>(注12)</sup>特に金融、国際物流、通信などは米国が国際競争力を持っている分野であり、タイ国内だけでなく、タイを窓口 ASEAN工業部門のサプライチェーンに食い込もうとする戦略が浮かび上がってくる。

米国側の米タイFTA推進ロビー団体であるUS-Thailand FTA Business Coalitionは100以上の大企業、業界団体に構成されているが、巨大な金融・サービス系企業が中核を占め、Fedex, GE, New York Life, QUALCOMM, Time Warner, Unocalが役員（co-chair）の座にある。米タイFTAのモデルとされるシンガポールとのFTAにおいても、こうしたサービス企業が実質的に交渉をリードし、政府の認証・免許が必要な分野（例えば、空港、安全保障分野、弁護士・会計士、原子力エネルギーなどの国家政策に係る分野など）などを除き、全面的に市場開放することで合意した。

しかも佐々木（2004）によると、シンガポールとのFTA交渉で米国が示した要求は、単に受動的な意味での内国民待遇ではなく、事前に当事者としてその国でのルール策定に関与し、参入後においてもモニタリングを行い、何か問題が発生した場合、米国企業の不利にならないような紛争処理メカニズムを含む「積極的」なものであっ

た。

米国が求める自由化は、まさにグローバルに活動する自国サービス企業の経済活動を担保すべく、ときに相手国の主権範囲に踏み込んだ水準を求めていることが分かる。こうした自由化の方向性は、米国の05年版『外国貿易障壁報告書』(USTR(2005))においても、タイのサービス・投資分野での「規則の透明性向上」とそれに対する米国の関与として要望されている。

一方、タイにとってサービス分野はGDPの52%を占め(04年)、雇用のウェイトも大きな分野である。タイの製造業分野は、80年代以降の外資導入政策により開放が進み、既に外資が中心となっているのに対し、サービス分野は政府の保護・規制の下でタイ企業が支配的な領域である。米国はFTAで金融、輸送、通信分野など友好通商条約で除外されていた分野も含めたサービス市場の開放を求めており、タイ側では広範かつ強い抵抗が予想される。

議論の多いサービス分野のなかでも、特に金融は米国の関心度やタイ側の利害の大きさからして、FTA交渉の中心的な争点になると考えられる。

タイの銀行部門は、97年の通貨危機を契機に相当規制緩和が進み、現在は10年間の期限付きながら100%外資の参入が可能である。しかし、10年を超えた段階で外資比率は49%とする必要があるほか、店舗数(外銀は3店舗まで、うちバンコク1店舗)や駐在員数などの制限が残っている。また、保険、証券、資産管理業務では広く外資規

制がある。

タイは04年初めに「金融セクター基本計画」を発表し、段階を踏んだ自由化により銀行の経営効率性と競争力向上を図っていく方針を示している。しかし、タイが自国ペースで進めようとしている金融自由化と米国が求めるものとの隔たりは大きい。米国はシンガポールとのFTAにおいて、保険、証券、資産管理などを含む金融全分野での自由化を獲得しており(第6表)、これをモデルに高いレベルの合意をめざす方向は崩さないとみられる。

サービス分野の自由化において米タイ間の対立の背後には、FTA交渉でのモダリティ(保護削減の基準)の違いがある点も注目しておきたい。FTA交渉において、米国はサービス分野の開放を「投資」の項目として扱うよう求めているのに対して、タイ側は「サービス」項目として協議したい意向である。米国側はサービス分野開放を投資自由化の観点でとらえ、短期資金を含めた資金移動の完全自由化と投資に関する紛争処理メカニズムの構築を求めている。

米国の投資は、直接投資でも証券投資に近いものが多く、資金移動が激しいのが特長的である。タイへの直接投資のネットフロー金額を国別にみても、米国は97年の通貨危機を契機に急増するが、01年以降のタイ経済の回復過程ではネット流出傾向にある(第7表)。実際、米国は不良債権処理に達したタイの金融機関を買い、再建後に再売却することで大きな利益を得て

第6表 米シンガポールFTAにおける金融分野の主な合意内容

サービス全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シンガポールは、ごく例外的な分野を除いて、すべてのサービス市場を米国に開放</li> <li>・米国のサービス企業は公正、無差別な扱いを、クロスボーダーのサービス取引、投資、現地進出に際して受ける</li> <li>・サービス分野に含まれる業種としては、コンピュータ関連サービス、音楽映像サービス、電気通信、建設・エンジニアリング、観光、広告、国際宅配便(EDS)、専門的サービス(建築家、エンジニア、会計士等)、流通業(卸小売、フランチャイズ)、成人教育・研修、環境、エネルギー</li> </ul>
金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融分野は無差別、最惠国待遇を原則に、追加的な市場アクセスを義務化</li> <li>・フルサービスの免許銀行は、初年度30か所まで、2年以内に無制限に店舗開設が可</li> <li>・米銀の現地子会社はシンガポールのATM網に2年半以内に接続申請可(米銀本体は、4年以内に可能)</li> </ul>
保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国保険会社への市場アクセス拡大</li> <li>・米国保険会社は子会社、支店、合併企業を設立する完全な権利を持つ</li> <li>・シンガポールは外国の保険会社によるクロスボーダー保険販売の解禁を確約</li> <li>・米国保険会社は海上保険、航空・輸送(MAT)保険、再保険、再保険及びMAT保険の保険ブローキング、保険支援事業を行うことができる</li> <li>・企業向け保険に関しては、事前の法的認可が不要、事前承認が必要なその他の商品でも、迅速な手続きで対応</li> <li>・米国の金融機関に対し、民間の社会保障制度に加入しているシンガポール人向けの金融サービス提供に関して要件緩和</li> </ul>
証券	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証券・関連金融サービスの自由化</li> <li>・米国会社は資産管理、証券業務をシンガポールでの支店開設または現地企業の買収を通じて行える。</li> <li>・米国会社は年金業務をシンガポールの民営社会保障制度を通じ提供できる、在シンガポールの投資マネージャー数についても要件緩和</li> <li>・米国を本拠とする会社は資産運用業務を、シンガポールの関連会社を通じて売却可能</li> <li>・米国企業は金融情報、アドバイザー業務、データ処理業務のクロスボーダー提供についてシンガポール企業と同等の扱いを受ける。</li> </ul>

資料 TDRILレポート、P.128～P.133頁

おり、こうした行動に対してはタイの国民感情の反発があることも事実である。

(注12) サービス貿易は、「運輸」「旅行」「その他民間サービス」(音楽映像、コンピュータソフトなどの著作権、工業所有権(特許権、商標権等)など知的財産権取引からの所得やロイヤリティ・ライセンス料等)から構成される。これ以外に、投資収益(直接投資収益、利子・配当)、政府サービス(在外公館、在外軍隊・軍機関などの取引)を広義のサービス貿易に含めることがある。

第7表 直接投資の国別ネットフロー額の推移

(単位 百万ドル)

	1994年	95	96	97	98	99	00	01	02p	03p	04p
日本	124	557	523	1,348	1,485	489	869	1,377	632	816	733
米国	156	260	429	780	1,284	641	617	57	239	176	392
EU	121	178	170	360	912	1,369	507	188	440	15	31
ASEAN	199	165	312	297	576	572	387	1,649	1,223	670	148
香港	319	279	215	444	395	233	333	162	24	356	4
台湾	83	97	138	133	106	122	159	116	77	81	88
韓国	13	12	25	31	72	4	5	23	43	28	26
中国	1	2	4	8	5	2	6	1	20	21	0
その他共計	1,325	2,004	2,271	3,627	5,143	3,562	2,813	3,873	1,023	1,882	485

資料 タイ中央銀行

(注) 出資、および関連会社融資合計のネット流出入額を対象とする。02～04年は速報値。

### (3) 知的財産権

米国は従来からタイでの知的財産権の侵害について強い不満を示してきた。03年だけで米国企業の損失額を1.66億ドルと推定している(USTR(2005))。タイ政府も違法行為への対策を近年強化しているもの

の、現実にタイ国内法の整備やその実効性は米国の求めるものと大きな開きがあるのが実情である。

タイ側は、米国の知的財産権の保護水準がその産業構造や政策を反映し、非常に強く、WTOの規定する「知的財産権の貿易関連側面」(TRIPS協定)以上の内容となっており、FTA交渉でもいわゆる「TPIPSプラス」を求めてくるのではとの警戒感が強い。

知的財産権分野での米国側の強い関心は、著作権、商標権の強い保護、特許期間の延長、農業(植物種)及び医薬品開発での先発権<sup>(注13)</sup>(date exclusivity)にあるとみられる。特にタイとの交渉では、ソフトウェアや音楽・映像等の著作権保護(光ディスク模倣の排除を含めて)、薬品の特許期間延長(20-25年)と先発権などが争点になると予想される。

このなかでも医薬品問題は、米国の大手薬品企業がFTA交渉に組み込むよう強いロビー活動を行っており、他方タイ側でも国民の健康福祉に直接関連してくるだけに大きな争点とみなされている。医薬特許とジェネリック薬問題は、タイだけでなく途上国では大きな政治・社会問題であり、米国は中南米諸国とのFTA交渉においてこの分野で激しい反発を受けている。タイでも、米国が求める医薬品特許の延長や先発権によって、タイの主流であるジェネリック医薬品の価格上昇につながる懸念が根強い。

また、強制実施権(compulsory licensing)

の取り扱いも論議的である。01年11月WTO閣僚会議での「TRIPS及び公衆の健康に関する宣言」(ドーハ宣言)は、国民医療が知的財産権に優先することを認め、国民福祉の目的での並行輸入、また強制実施権により国が特許を破棄する権限があることを認めている。途上国の場合、少なくとも2016年まで強制実施権により、医薬品を特許制度から除外する権利を有するとされている。

しかし、米国はHIV/AIDS治療薬やSARS、鳥インフルエンザなどの感染症医薬品について、タイ側に強制実施権の放棄を求めており、両方で激しい論争となっている<sup>(注14)</sup>(『通商弘報』05年3月11日)。米国はシンガポールのFTAにおいて、強制実施権の規定は反競争的な行為が決定的な場合、公共の非営利目的で利用される場合、国家の有事及びまた極めて緊急性の高い事態が発生した場合の3つに限定している。強制実施権の適用解釈を巡っては、それを狭く限定しようとする米国側の姿勢は途上国との間で政治問題化しやすい争点のひとつである。

知的財産権問題は医薬品以外にも、植物・種子等の農業関連など、広く国民生活に影響を及ぼすものも多いため、米国のスタンス次第ではタイの環境保護団体やNGOの反発も含め、非常にセンシティブな問題に発展するリスクを抱えている。

(注13) 先発医薬品の開発には、基礎データから医薬品の有効性・安全性のデータ等をそろえて申請し、承認・許可・発売に至るまでに多額の費用と時間を要するため、先発権による再審査期

間を設定し後発品企業の参入を制限することで、特許権などにも先発企業の利益確保と新薬開発のインセンティブを高めようとしている。

(注14) 新任の駐タイ米国大使は、「ドーハ宣言を尊重し、HIVのような重大な感染症向けの医薬品についてはFTAで議論しない。」と述べ、タイ世論の反発に配慮する発言を最近している (Nation, 9. June. 2005)

## 4 まとめ

### (1) 米タイ交渉の行方

これまでみてきたように米国がタイに求めるFTAは包括的なものであり、また単に通商自由化交渉という枠にとどまらず、過去の歴史的な関係の再定義を含むものである。そのなかで米国の関心の強い分野は、いずれもタイの経済システムの制度変更を必要とするものであるだけに、現段階においてもタイ側の抵抗は強く、今後本格的な交渉が始まるとタイの世論の大きな反発も予想される。

米タイFTA交渉の構図が次第にはっきりするにしたがい、当初は早期妥結に熱心だったタクシン首相も拙速の必要はないとの方向に転換したとされる。米タイ交渉に期限は設定されていないが、タイ側交渉団は「2年以内の合意をめざす」としており、交渉の難航と長期化を見越した姿勢が読み取れる。タイの新聞論調も、米国とのFTAがタイの利害と大きく対立するとの認識が深まるにつれて慎重論が増大している。

米タイ交渉において、米国は「安全保障」「市場」のカードを持ち圧倒的に優位な交

渉地位に立っている。しかし、米タイFTAはタイが非対称に自由化の痛みを伴うものであることを考えると、米国がタイに、主体的に自由化を実施する枠組みを許容することなしに、合意に達することは不可能だとみられる。

結局、米国側も包括的なFTAという前提は堅持しながらも、センシティブな分野は実行可能な範囲にとどまるよう交渉する必要があり、タイ側に再協議や時間的な経過措置、国内産業に対するセーフガードなどで妥協することが求められよう。米国自身も国内に農業などタイとの包括的交渉と相反する利害もあり、また安全保障上の配慮という側面もある。プッシュ政権の性格からして、タイとの交渉にどれだけ妥協するかは、安全保障を含めた地政学上のタイの価値を第一の基準としてくるのではないかと予想される。

それでも米タイ交渉で利害の均衡点を見いだすまでには、交渉範囲が広く利害対立が深いことを考えると、相当の時間と相互の政治的調整力が要し交渉の紆余曲折は避けられないとみられる。

米国の国内情勢の方も、タイとのFTA合意を楽観視できない状況にあるとみられる。プッシュ大統領は、今年6月末に期限が来るTPAの更新(2年間)を議会に申請しており、その可決が米タイ交渉進展の不可欠のステップである。現状、更新はほぼ確実視されているが、TPA更新がそのまま二国間FTAの推進につながるといえないのが一般的な見方である。

第一期ブッシュ政権のFTAの成果についての評価は、議会だけでなく政権内部でも高くないのが実情である<sup>(注15)</sup>。通商自由化協定は、もともと米国議会では関心レベルが低いテーマであり、二国間FTAの拡大については、そのメリットやWTOとの整合性について疑問視する見方は根強いものがある。また、米議会はイラク問題に加え、ここ2、3年は国内税制改革、社会保障改革など優先度の高い国内課題を控えており、通商問題について時間を割く余裕が少ないとされる(税制、社会保障改革、通商問題ともに、上院財政委員会、下院歳入委員会での審議必要)。さらに中国からの輸入急増、人民元問題から議会の保護主義的なムードは最近高まっている。

こうした状況から、議会のスタンスとしては、国内問題に抵触するFTAについては先送りのスタンスで臨む公算が高いとみられる。この点で、現在審議中のDR-CAFTAの議会承認が得られるかどうか、二国間FTAだけでなくブッシュ政権の政治的リーダーシップの試金石となってきた。今後二国間FTA交渉や議会審議の難航という事態となると、米国内ではFTAよりはWTOドーハ・ラウンドの推進を優先すべきとの声が強まってくると予測され、米タイ交渉への影響は避けられないとみられる。

(注15)『通商弘報』(2004年11月17日)によると、USTRの元高官は第2期ブッシュ政権の通商政策についてインタビューでこう語っている。「上下両院を制した共和党は、二国間、地域間、WTOからなる自由貿易戦略は混乱を招くとし

て、これを見直したいと考えている。また、カタルやアラブ首相国連邦など小国とのFTAは面倒で時間ばかりかかるとの認識がある。地域間FTAへの関心も薄い。国内にFTAAを支持するコンセンサスはなく、一部の農産物生産者を中心にむしろ反対意見が多く聞かれる。議会にはWTOのドーハ・ラウンドなど多国間交渉を優先したいとの考えがある」としている。

## (2) タイとのFTA交渉における米・日の相違

米タイFTA交渉の内容や特長をみると、同じタイを交渉相手国としていても日本と米国のFTAの性格が大きく異なっていることに気付かされる。その違いについて、以下でまとめておきたい。

第一に、関心領域の違いである。日本はEPAと称しているが、その中身は商品貿易の関税撤廃に大きなウェイトがあるに対して、米国はサービス・投資、知的財産権、労働・環境基準などに重点があり、より包括性への指向が強い。日本とタイとの関係は、自動車、電器産業に代表される製造業の直接投資が中心であり、「日本の工場」や「日本の輸出市場」として経済的なものに利害が集中している。

第二には、こうした関心領域の違いを反映して、交渉に求める自由化のレベルと要求度が異なっている。米国が関心を持つ領域は、サービス・投資の自由化や知的財産権の強い保護や実行性改善など、法整備や経済システム全体の制度変更を必要とする自由化であり、それらは強い自由化要求となって現れる。

これに対して、日本の主たる利害は、製造業を中心とする企業ネットワークの事業機

会の増大であり、相手国の既存制度の改善で対応できるものが大半である。たしかに日本の産業界には、タイの経済発展に貢献してきた日本になぜ内国民待遇を認めてくれないかという不満はあるものの、これに対して米国のように強く自由化を迫るという姿勢はみられない（統計定義の違いもあり単純に比較できないが、米・日のタイへの直接投資額は04年末でそれぞれ約78億ドル、約99億ドルである）。

第三に、日米のFTAにおける戦略性と交渉力の明確な格差があげられる。よし悪しは別にして、米国の交渉スタイルは「安全保障」と「市場」の2つのカードを持ちながら、包括的なFTAを求めるという強いものである。これに対して日本は明らかに戦略性、交渉力において米国に劣後しており、日タイFTA交渉の最終局面において「大型自動車、鉄鋼製品等の段階的な関税撤廃」という、米国の要求内容と比べると大きな争点とはいえないレベルでタイ側の強い抵抗を受け難航している。

こうした交渉上の格差は、タイとの関係における日米の基盤の違いが根底にあると思われる。米国とタイをはじめとするASEAN各国の結びつきは、政治・軍事、経済、社会、教育など複層的であり、また英語や米国への移民などを通じダイレクトなコミュニケーション経路が確立されている<sup>(注16)</sup>。これに対して、日本とASEANとの関係はほぼ経済関係に限定されており、我が国の産業界の思いとは裏腹に日本のASEANへの軸足は意外ほど浅いのが実態

である。中国もASEANとの関係においては、歴史的に中国系住民の移動を通じ日本より深い結びつきを持つ面がある。

日本のFTAには戦略性が乏しいとよく指摘されるが、その背景にはこうした相手国との多面的な関係の乏しさがあるといえよう。米国や中国が多面的な関係を背景にASEANとのFTAを構築しようとする動きに対して、日本のFTAはその防衛的な措置として推進されているという色彩が強いのが実態である。そこではFTAを戦略的ツールとして利用する発想が希薄であり、FTA合意そのものが重視される傾向が強いように見える。しかも交渉の関心が経済関係に限定されるため、日本の産業界の要求獲得が日本農業の開放とトレードオフにつながりやすい構造がある。日本・メキシコFTAなどはその典型といえよう。

(注16) ASEANは1967年にシンガポール、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピンの5か国を原加盟国として設立され、公式には経済、社会、文化などの地域協力を目的にしていた。しかし、80年代以降、世界的な注目を浴びる以前のASEANは「紙の上だけの組織」と呼ばれるほど地域協力の実績は乏しく、実質的には米国との関係を基軸とする親米・反共国家連合という性格が濃かった。ASEAN原加盟国は、いずれも米国と軍事同盟関係を持つことで多額の軍事、経済支援等を受けていた。

### (3) 米タイFTA交渉が持つ意義

ASEANは痛みを伴っても域内自由化と域外FTAを推進すべきとの認識を持つように至ったのは、通貨危機後の経験と中国経済の台頭で東アジアの成長の重心がASEANを素通りしていくのではないかとという焦燥感があるといわれる。

発展の求心力を外部に求めざるをえないASEANに対して、日・中・韓もまた同時に東アジアの地域統合の核をASEANに求めざるをえない関係にあるのは確かであろう。日・中・韓がASEANと個別にFTAネットワークを形成することによって、「ASEAN+3」の形で実質的に統合された経済圏を形成する可能性は近未来のシナリオとしてありえよう。しかし、「ASEAN+3」のFTAネットワークが果たして「東アジア共同体」の名に値するものかについて考えると現状懐疑的にならざるをえない。

なぜなら東アジア共同体として、安全保障、工業、農業、金融・通貨等いずれをとっても共通政策を持つ基盤が近い将来に形成されるとは想像し難いからである。やはり一番基底的なことは、安全保障の枠組みであると考えられる。

ASEANの弱点は、政治力、安全保障体制の脆さであり、ASEANをベースとした地域統合を考える場合、そこにどのような安定化の仕組みが構築されるかが、今後の発展ビジョンを立てるうえで根本的なファクターとなる<sup>(注17)</sup>。たしかに、東アジアには米国の単独主義的な行動に対する反発があり、東アジアの政治連帯を強化し米国への対抗力を高めたいとする思いはある。しかし、現実に米国に代わって中国主導で、東アジアの秩序が再編成されていくことに、日本をはじめASEAN諸国は賛同しないだろうし、そもそも中国自体の政治体制の将来が余りに不透明である。米国なしの東アジア・システムは当面想像し難いといって

よいだろう。

また、「ASEAN+3」のFTAネットワークも多分に内部矛盾を抱えたものであるとの認識が必要である。ASEANは中国の存在感の高まりに対し「期待と不安」の交錯した思いがあり、中国とASEANの産業構造の類似性から将来的には競争性が強まる可能性がある。さらにASEAN内部も原加盟国と後発加盟国では単に経済発展レベルが異なるだけでなく、政治体制の違いも内包している。こうしたなかで、ASEANの経済統合が単線的な自由化と国民国家の溶解へと進むと考えるよりは、あくまでタイはタイとして、マレーシアはマレーシアという形で経済発展を求める方向性は変わらないとみるべきだろう。

このように変質しつつも米国が東アジアの安全保障の枠組みにコミットし、また国民国家が厳然として存在するなかで、米国は日・中・韓より包括的なFTAネットワークをASEANとの間で結ぼうとしている。おそらく紆余曲折を経ながらも、米国とASEANの間にもFTAネットワークが形成される可能性は高いとみられる。

その先にある東アジアの経済統合の姿を想像すると、「ASEAN+3」の経済統合は進展するにせよ、一方で米国、また米国を中心とする地域統合であるFTAAとの経済連携も同時に深化していく方向に進むのではないだろうか。それは実態としてはAPECであり、そのスローガンである「オープン・リージョナリズム」とそう変わらないものに収斂していくと予想される。東アジ

アのFTAは交渉国間の意思とは別に，結果的により大きな地域統合，WTOへの補完として機能していく可能性が高いと思われる。

こう考えると，日本のASEAN諸国とのFTAは，むしろ米国，また中国，韓国などとの違いを積極的に打ち出すことで，より有効な戦略性を持ちうると思われる。例えば，WTO，FTAの持つ弊害を認めたくえで，その「恩恵」に浴することが難しい人々，地域，産業を，その国の内在的な視点で支援していくことは相互に長期的利益のあるFTAであり，日本の個性が発揮できるだろう。

ASEAN諸国とのFTAを結ぶこと自体を戦略として重視するのではなく，過去半世紀の関係を振り返り，その冷静な評価のうえに今後の半世紀を構想する能力が日本に求められている。

(注17) ASEANには地域の政治的安全保障を目的に1976年成立した東南アジア友好協力条約(TAC)があり，日本，中国，インドも加盟している。しかし，現段階ではTACは相互の主権尊重，内政不干涉，紛争の平和的解決などを約束し合うものにとどまっている。また，ASEANには「ASEAN安全保障共同体」を2020年までに創設する構想がある。

<主要参考文献>

- ・遠藤保雄(2004)『戦後国際農業交渉の史的考察』御茶ノ水書房
- ・谷口誠(2004)『東アジア共同体』岩波新書
- ・佐々木高成(2004)「東アジア通商戦略をリードする米物流産業」季刊『国際貿易と投資』Autumn 2004/No.57
- ・佐々木高成(2003)「米国通商政策におけるFTA」季刊『国際貿易と投資』Summer 2003/No.52
- ・ローレンス・ブルーザー(2004)「米国のFTA戦略」The World Compass, 2004 Mar. 三井物産戦略研究所
- ・Pasuk Phongpaichit & Chris Baker(2004), *Thakin The Business of Politics in Thailand*, Silkworm Book
- ・Pasuk Phongpaichit & Chris Baker(2001), *Thailand: Economy and Politics second edition*, Oxford
- ・TDRI(Thai Development Research Institute)(2003), A Study on the Impacts of Thailand-US Free Trade Agreement
- ・CRS(US Congressional Research Service)(2004), Study on US-Thailand Free Trade Agreement Negotiations
- ・USTR(2005), National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers

(内容は2005年6月30日現在)

(主任研究員 室屋有宏・むろやありひろ)



## カタツムリがおしえてくれる

「でんでんむしむしカタツムリ」で誰もが子どものころから親しみをもってきたカタツムリ。ところでこのカタツムリの殻が汚れているのを見たことがあるだろうか。

泥水をかぶっても、自分で洗うわけでもないのに殻の汚れはいつの間にかきれいに落ちている。なぜいつも自動的にきれいになってしまうのか？それにはいろいろと、秘密がある。

実はカタツムリの殻は、その構造や表面の形状の膜などとしてつもなく精巧な究極の防汚システムでできていたのである。トイレなどで有名な大手メーカー INAX 社はこうしたカタツムリに学び、水まわりなどの防汚システムを開発した。

このように動物には未だ人間には到達できていない超テクノロジーが未知数に存在している。

たとえばクモの糸がある。クモの糸は鋼鉄の10倍も強く、直径0.5ミリの糸で体重60キロの人をぶら下げることができる。しかも、石油由来のポリマーより25%軽く、よく伸びる。こうした糸をクモは常温常圧で、しかも非常に小さな身体の中でつくりあげてしまう。ある種のクモは自分のぶら下がる牽引糸、部分部分を結びつける付着糸、えさを捕獲する粘着糸、かかった獲物をぐるぐる巻きにする包糸、網の補強糸、風や気流に乗って旅するための遊糸の6種類の糸をつくり、使い分けているのである。

いくら繊維メーカーが人工的にクモの糸を作ろうとしてもこの性能にはとうてい追いつけない。しかし、もしクモの体内の微細構造やそのナノレベルのメカニズムが解明できれば、人工的にクモの糸を作り出す、あるいはそれに限りなく近づくことができるかもしれない。

これ以外にも「水族館で水槽内を何百匹、何千匹とかなりのスピードで泳いでいる魚たちはなぜ互いにぶつからないのだろう」「人間はたかだか36~37の体温でなぜ体内でこれほどまでに高度な化学反応を起こしているのだろう」など解明できていない生物のもつ潜在的なテクノロジーがまだまだあるのだ。

こうした技術は「生物模倣技術」と呼ばれているが、これに「持続可能な自然素材を活用して、従来の人工素材を上回る性能を実現させた技術」を加えて私はそれらを

ネイチャーテックと呼んでいる。

ネイチャーテックは総じてライフサイクルの環境負荷が小さく、かつ自然のエンジニアリングとして歴史のなかで環境に調和してきた時を経た技術であるため、副作用も極めて小さいのが特徴だ。

一方、石油なども基本的には非常に長い時間をかけて自然が作り上げた自然素材とも言えるが、現在人類が使用しているような石油の量を短いタイムスケールで再生産することは不可能なため、有限で持続不可能な自然素材と言える。また、それから人工的に合成されたさまざまな樹脂などは、持続不可能な資源から人工のエンジニアリングのプロセスを経たものであるため自然素材とは言えず、したがってこれを活用した技術はネイチャーテックには含まれないことになる。

ネイチャーテックの代表格として1992年7月にブラジルのバラ大学がダイムラーベントツ社（現在のダイムラークライスラー社）の協力を得てスタートさせた、「POEMA」と呼ばれるアマゾン流域の貧困と環境を守るプロジェクトがある。

このプロジェクトはアマゾンのマラジョー島において熱帯林の再生事業をスタートさせるとともに、その持続可能な林産資源から自動車部品を生産するというものだ。たとえばココナツの殻を分解して繊維を取り出し、天然ゴムの木からとれた生ゴムと合成して成形し、自動車のヘッドレストを生産するのである。森林を守りながら、地域の未利用資源を活用して付加価値の高い自動車部品をつくるのである。

それ以外にもPOEMAでは、ヒマシ油などの植物からつくったギア用や油圧用の潤滑油の開発や、アマゾンのヤノマニ族も伝統的に用いてきた植物染料「ウルクン」の自動車用塗料化への開発にも成功している。まさに、“畑で取れるメルセデス・ベントツ”と環境の専門家たちから呼ばれる取り組みである。

その結果今では、熱帯林を保護したままで5千人以上の新規雇用を生み出した。

実はこの持続可能な自然素材を活用した自動車部品生産は、熱帯林という生態系の保護につながったことと、新たに雇用が生まれ地域経済が活性化したことのほか、石油など化石燃料節約につながり、地球温暖化の元凶であるCO<sub>2</sub>排出も削減するなど一石何鳥もの数多くのメリットを生み出したのである。

持続可能な社会をつくるためには、これまで見落としてきたネイチャーテックにこそ目を向ける時であろう。

（慶應義塾大学大学院政策メディア研究科助教授 金谷年展・かなやとしのぶ）

# 韓国における食品消費動向

## 〔要 旨〕

- 1 韓国社会の食品消費に関係すると思われる特徴は、人口のソウル首都圏一極集中、高学歴化、核家族化の進展、アパート（韓国特有の高層マンション）居住者の急増、国民間の所得格差、贈答文化、といったところに要約されるものと考えられる。
- 2 韓国では、一人当たりGDPは1万2千米ドル強（2003年）と日本の約40%の水準にあるものの富裕層、中間層が台頭してきている。核家族化の進展や女性の社会進出と共働き世帯の増加等によるライフスタイルの変化は日本と同様に生じてきており、これに伴って消費構造も変化してきている。また、家計の平均食料品費水準は日本の83%に近接している（世帯構成員数で補正すると71%）。
- 3 韓国では、消費生活の近代化、洋風化と同時に、日本の消費文化への親近性も同時に観察される。長い歴史のなかで独自の「日式」食文化が定着したのとは別に、現代日本風の消費文化が若年層を中心に評価を得て、日常消費生活のなかに取り込まれていく傾向がある。ことに日本製の加工食品への評価は高く、洋風・日本風調味料、菓子類は需要が拡大している。
- 4 韓国では、ソウルオリンピック（1988年）ごろを起点にして食生活の変化が生じ始め、ワールドカップ（2002年）以来の2年間で急速に多様化・高度化してきたと言われる。主婦年齢38歳（1967年生まれ）ごろを境にして、韓国伝統食からの解放度が高くなるとも言われ、夕飯の形態も多皿式韓国食から、日本と同様の食生活への変化も見られてきている。また、ライフスタイルの変化等は外食産業の成長をもたらしている。
- 5 家計や個人の食品消費動向に関する諸統計から見ても、韓国トータルではまだ米飯とキムチによる伝統的食生活がその大宗を占めていると推察されるものの、近年動物性たんぱく質と脂肪の摂取量が増加しており、はっきりとした変化の兆しが現れている。
- 6 果実類、果菜類、米の購入先では富裕層を中心に百貨店やディスカウントストア（日本の総合スーパー）の割合が高まっており、富裕層では購入時の選択基準がブランドから実際の「味・糖度」に移っているのが注目される。

## 目次

### はじめに

#### 1 韓国における消費者の特徴と変化

- (1) 韓国社会の特徴とその変化
- (2) ライフスタイルと消費構造の変化
- (3) 日本の消費文化への親近性

#### 2 外食産業動向に表れる食品消費動向の変化

#### 3 経済成長と家計食品消費構造の変化

- (1) 家計食品消費構造の変化と動向
- (2) 家計の食品種類別支出額推移と動向
- (3) 食品形態別家計消費支出の変化と動向

#### 4 一人当たり食品消費量の特徴と動向

- (1) 食品供給量構成の特徴
- (2) たんぱく質・脂肪の供給量推移と動向

#### 5 社会的要因と食品消費構造

- (1) 世帯主年齢別の食品消費動向
- (2) 女性の社会進出と食品消費動向
- (3) 都市化と食品消費動向

#### 6 主要農産物の購入・消費実態

- (1) 小売流通チャネルの発展動向
- (2) 果実類の購入実態
- (3) 果菜類の購入実態
- (4) 米の購入実態

#### 7 日本食品の消費動向と発展可能性

- (1) 日本食品の消費動向
- (2) 日本食品の発展可能性

おわりに

## はじめに

現在，日韓間は文化交流が盛んになる一方，政治的には竹島問題等もあって必ずしも穏やかとは言えない状況下にあるが，日韓両国は同じく東アジアを構成する主要国として，相互理解と民間交流をより一層拡充していくことが重要と思われる。

本稿では，このうち米を主食とする共通性もある韓国の食品消費動向について日本とも比較しながら整理・検討し，その実情と方向性を概観することとしたい。

## 1 韓国における消費者の特徴と変化

### (1) 韓国社会の特徴とその変化

韓国社会の食品消費に関係すると思われる特徴は，人口のソウル首都圏一極集中，高学歴化，核家族化の進展，アパート（韓国特有の高層マンション，以下同じ）居住者の急増，国民間の所得格差，贈答文化，といったところに要約されるものと考えられる。

ソウル首都圏（ソウル市，仁川市，京畿道）への人口集中は00年で2,100万人（全人口の46.3%）と，過去10年間で300万人弱（3.5ポイント）増加した。高学歴性は，（高卒者）大学進学率が過去8年間で28.3ポイ

ントと急上昇して03年に79.7%に達したことで拍車がかかっている（日本は44.8% [02年]）。核家族化も急速に進展しているが、これは経済発展との連動性があることもあり、00年の一般世帯における夫婦一世帯世帯数構成比は17.1%と、20年前（85年）の日本の構成比（17.4%）に近似している（現在の日本は同構成比26.2% [00年]）。これらの人口・世帯数増を吸収するために、限られた土地の上でアパートが供給されてアパート居住者が急増している（00年のアパート居住世帯数500万強、構成比36.8%）。

次いで国民間の所得格差を見てみよう。一般に韓国は日本より所得格差が大きいと言われることが多いが、現在では日本もほぼ同等となっている（ジニ係数0.312 [02年]、日本は0.301 [03年]。ジニ係数は1に近いほど所得格差が大きい）。約20年前（84年）の日本のジニ係数は0.280だったから、バブル崩壊後の構造調整下のゼロサム社会のなかで日本側の所得格差が広がったものと考えられる。最後に韓国特有のものとして贈答文化が挙げられよう。韓国には、人生や季節の節目等に必ず高額の贈答が行われる習慣があり、現在でも継続されている。<sup>(注1)</sup>

（注1）本項内の諸計数は、韓国統計庁（2003）『韓国の社会指標』、アジア産業研究所（2004）『韓国経済・産業データ・ハンドブック（2003年版）』（資料：韓国統計庁）、総務省『国勢調査（2000）』、『全国消費実態調査（1999）』、文部科学省『学校基本調査（2002）』による。

## （2）ライフスタイルと消費構造の変化

韓国においては一人当たりGDPは1万2千米ドル強（03年）と日本の約40%の水準に

あるものの、富裕層、中間層が台頭してきている。核家族化の進展や女性の社会進出と共働き世帯の増加等によるライフスタイルの変化は日本と同様に生じてきており、これに伴って消費構造も変化してきている。供給側もプロダクト・アウトからマーケット・インへのマーケティングや製品戦略の転換を余儀なくされ、消費者主導型へと消費構造が変化している。日本で起きている消費構造変化は、規模の大小を除けば韓国においても着実に生じており、そのなかで消費生活の近代化・洋風化も進んでいる。

## （3）日本の消費文化への親近性

韓国においては、消費生活の近代化・洋風化と同時に、日本の消費文化への親近性も同時に観察される。長い歴史のなかで独自の「日式」食文化が定着したのとは別に、現代日本風の消費文化が若年層を中心に評価を得て、日常消費生活のなかに取り込まれていく傾向がある。例えば、ごく最近で言えば「ニッポンピル」の流れがある。これは日本（イルボン）を表す日本語音「ニッポン」にfeelのハングル音「ピル」を加えた新造語で、今や若年層のなかの一つのファッション傾向になっていると言われる。<sup>(注2)</sup>

（注2）チョン・ヒョンモク「韓流を打つ“ニッポンピル”向かい風」、韓国中央日報（web版）04年11月22日付

## 2 外食産業動向に表れる 食品消費動向の変化

韓国においては、ソウルオリンピックが

開催された88年ごろを起点にして食生活の変化が生じ始め、02年のワールドカップ開催以来の2年間で急速に多様化・高度化してきたと言われる。主婦年齢で現在38歳(1967年生まれ)ごろを境にして、韓国の伝統食からの解放度が高くなるとも言われ、夕飯の形態もおかずが10品並ぶ韓国食から、日本と同様に2~3品のおかずが並ぶ食生活への変化もみられてきていると言わ(注3)れる。

これらは、核家族化の進展、女性の社会進出、共働き世帯の増加等のライフスタイルの変化に加え、海外旅行が盛んになり洋食や日本食への嗜好が高まったことなどを背景に生じていると思われる。そして、ライフスタイルの変化等は外食産業の成長をもたらしている。

韓国の外食産業市場規模の近年における推移について、96年から01年への5年間の売上高伸び率でみると23.2%と高率で、01年の売上高は41兆ウォン弱(約4兆円)となっている(第1表)。外食産業市場規模は日本同様食品製造業の総出荷額とほぼ見合っているが(規模は日本の約8分の1)、今後はそれを上回って成長することも予想される。

外食産業のうち韓国における食堂業(レストラン業)について着目し、その業態推移について同じように96年から01年への5年間の変化でみると、食堂業全体の

売上高伸び率は36.1%で、01年の売上高は25兆ウォン(約2.5兆円)となっている。食の外部化の受け皿は、売上高(シェア58.4%,01年)でも、売上高増加額でも韓国式食堂がトップだが、売上高伸び率だけでみると日本式、西洋式の食堂がともに40%を超え、ファーストフードの売上高は2.7兆ウォン弱(約0.27兆円,シェア10.6%)に達しており、韓国における食の外部化が洋風化を伴いつつ進展していることが分かる(第2表)。

(注3) 本多(2003)

(注4) 藤野(2004a)

第1表 韓国外食産業市場規模推移

(単位 千個千人,10億ウォン%) (億円)

	1996年 (a)	01 (b)	伸び率 (b/a)	日本 (01)
事業体数	555	540	2.7	795
従事者数	1,386	1,469	6.0	4,293
売上額	33,210	40,911	23.2	320,262

出典 藤野(2004a)

資料 韓国統計庁ホームページ(<http://kosis.nso.go.kr/>)の「卸小売業およびサービス業総調査」、外食産業総合調査研究センター『外食産業統計資料集(2003年)』から作成

(注) 宿泊および飲食店業の全体数値。

第2表 韓国における食堂業の業態推移

(単位 千個,10億ウォン,%)

	1996年(a)		01(b)		伸び率(b/a)	
	事業体数	売上額	事業体数	売上額	事業体数	売上額
韓国式	219	11,481	229	14,761	4.6	28.6
中国式	24	1,359	24	1,530	0.0	12.6
日本式	4	676	5	964	25.0	42.6
西洋式	15	1,199	14	1,682	6.7	40.3
ファーストフード	...	...	24	2,691	-	-
麺類・のり巻	...	...	49	1,843	-	-
その他	86	3,861	9	1,806	89.5	53.2
食堂業計	348	18,576	354	25,277	1.7	36.1

出典 資料とも第1表と同じ

(注)1 96年は91年韓国標準産業分類基準,01年は00年韓国標準産業分類基準の数値。

2 01年の「その他」に「ファーストフード」「麺類・のり巻」を加えた場合の96年「その他」からの伸び率は、「事業体数」4.7%、「売上額」64.2%となる。

### 3 経済成長と家計食品消費構造の変化

#### (1) 家計食品消費構造の変化と動向

韓国統計庁の『都市家計年報』の各数値によれば、韓国の家計消費支出における70年からの経年変化の特徴は、ソウルオリンピック開催（88年）以降の経済発展の加速化により、今からおよそ15年前の90年に食料品費が家計支出全体に占める割合（以下同じ〔=エンゲル係数〕）が32.0%と3分の1を切り、年々低下していった03年には26.5%と4分の1強まで低下してきていることである（日本は23.1%〔03年〕）（第3表）。食料品費以外の支出項目を含め、韓国の家計消費構造は近年急速に先進国型に移行している。

韓国における家計の1か月当たり実質食料品費の絶対水準（1995年基準）の推移を

第3表 食品消費水準とエンゲル係数の推移

(単位 千ウォン, %) (米ドル)				
	消費支出	食料品費	エンゲル係数	一人当たりGDP
1970年	288.9	134.4	46.5	250
75	320.9	156.6	48.8	608
80	443.8	191.8	43.2	1,673
85	558.1	209.3	37.5	2,366
90	926.6	296.6	32.0	6,151
95	1,265.9	367.1	29.0	12,244
00	1,632.3	447.0	27.4	10,888
03	1,922.9	509.6	26.5	12,707
(単位 百円, %) (米ドル)				
日本03	2,664.3	614.4	23.1	31,277

出典 慎・李(2004)ほか  
資料 韓国統計庁『都市家計年報』各年度、『韓国銀行調査統計月報』、日本は総務省『家計調査(2003)』  
(注) 一人当たりGDPは名目値、日本は02年値(経済社会総合研究所推計値)。

みると、エンゲル係数が30%を切っている95年には36万7千ウォン、00年（同係数27.4%）には44万7千ウォン、03年（同係数26.5%）には51万ウォンと、消費支出水準の上昇にあわせて拡大してきた（同表）。03年の日本の全世帯1か月当たり食料品費は6万1千円なので、韓国はその約83%（6分の5）の水準まで上昇してきたことになる（家計消費支出水準が日本の約72%で、エンゲル係数が1.15倍のため）。一人当たり国内総生産の水準比較の数値（日本の37%）よりも、格段に日本に近似してきている。もっとも、韓国における1世帯当たりの平均構成員数は3.12人（00年）で日本の2.67人を上回っており、これによって補正すると韓国の支出水準は日本の約71%となる（3.12人は日本の85年〔3.14人〕の状況に近似している）。ちなみに、購買力平価での一人当たりGNIは、日本の26,070米ドルに対して韓国は16,480米ドル（02年、世銀資料）と日本の63%の水準となっている。

#### (2) 家計の食品種類別支出額推移と動向

次に、韓国における1か月当たり家計実質食料品費の食品種類別支出金額の推移と動向を見てみよう。ソウルオリンピック直後の90年から03年までの推移をみると、肉類、酪農品、魚介類、野菜・海藻類、パン・菓子類、茶・飲料・酒類が増加傾向にある。これに対して穀類・食パンは、日本同様減少傾向にあるが、03年でも外食費を除く食品種類別支出額1位であることが注

目される。肉類は増加傾向にあるとしたが、00年から03年にかけて4千ウォン低下して(9.1%減)頭打ち状態にあり、若年層を中心とした肉離れも指摘されている。これらに対して、果実類と調味食品は90年ないし95年以降頭打ち傾向にある。

日本における絶対額・構成比(03年)に比べると、調味食品(調理食品)、茶・飲料・酒類、魚介類、野菜・海藻類支出で大きく下回るのと、パン・菓子類、酪農品でも下回っているのが特徴といえる。これらの多くは、日韓間の食の洋風化の進展度に差異があることによるものと思われる。

大幅な増加を示しているのが外食費で、90年に食品種類別支出額1位に踊り出たのち年を追って急増し、03年には23万3千ウォンと食料支出全体の46%を占めるまでに至っている。<sup>(注5)</sup>なお、日本における家計の外食支出は1万2千円で構成比は20%である(03年)。これは、日本の外食支出に中食費が含まれていないことによるもので、日韓を同一ベースで比較するために、次に外食

第4表 1か月当たり家計実質食料品費の支出内訳

(単位 千ウォン)(百円)

	1990年	95	00	03	日本03
穀類・食パン	56.8	46.7	56.7	44.5	57.3
肉類	35.4	42.2	45.0	40.9	47.0
酪農品	14.1	17.1	19.3	19.9	29.1
魚介類	28.5	33.3	32.1	31.8	62.3
野菜・海藻類	33.2	35.6	35.6	40.1	71.1
果実類	21.1	28.5	27.3	28.2	23.4
調味食品	15.8	15.7	15.1	14.2	73.1
パン・菓子類	17.0	13.5	17.3	22.3	40.1
茶・飲料・酒類	13.6	13.7	16.4	21.3	61.7
その他	0.5	5.0	6.2	13.4	26.1
外食	60.5	115.7	176.0	233.2	123.2

出典 慎・李(2004)ほか  
資料 韓国統計庁『都市家計年報』各年度。日本は総務省『家計調査(2003)』

費に加工食品費を加えた広義の食の外部化状況を見てみよう(第4表)。

(注5) 23万3千ウォンを年間ベース(×12か月)にし、韓国内の世帯数(約1,400万世帯)を乗じると39兆ウォンとなり、韓国における外食産業全体の売上高に相当することになってしまう。外食産業売上高には、宿泊関係支出や法人支出が含まれており、これらから考えると家計支出の外食費には外食産業での外食支出以外のものが含まれているものと推定される。具体的にはいわゆる中食(持帰り弁当・惣菜やテイクアウト食品等)を外食に含めているものと考えられる。このことは、日本における食の外部化率((外食費+中食費))が44.1%(01年,(財)外食産業調査研究センター)であることからみても妥当な推定といえよう。

### (3) 食品形態別家計消費支出の変化と動向

家計の食料支出を生鮮食品、加工食品に区分してその構成比率の推移をみると、90年(53.1%)から03年(29.1%)にかけて生鮮食品比率が大幅に低下してきているのに対し、加工食品比率が25%前後でほぼ横ばいなのが特徴的である(第5表)。外食費比率は前項のとおり46%と高く、韓国統計では中食が外食費に含まれているものと想定される。

日韓比較を行うために、加工食品比率に

第5表 1か月当たり家計実質食料品支出の形態別内訳

(単位 千ウォン, %)(百円, %)

	1990年	95	00	03	日本03
食料品費	220.8	367.1	447.0	509.6	614.4
外食費	44.8	115.7	176.0	233.2	123.2
加工食品費	58.7	90.3	105.5	128.0	261.3
生鮮食品比率	53.1	43.9	37.0	29.1	37.4
加工食品比率	26.6	24.6	23.6	25.1	42.5
外食費比率	23.0	31.5	39.4	45.8	20.1
外部化率	49.6	56.1	63.0	70.9	62.6

出典、資料とも第4表に同じ

外食費比率を加えた広義の食の外部化率で見ると、韓国では71%（03年）と日本のそれ（63%、同年）を超えている（同表）。

#### 4 一人当たり食品消費量の特徴と動向

##### （1）食品供給量構成の特徴

韓国における国民一人当たり年間食料供給量の推移と動向は、前記3節の家計の食品消費構造と同様の変化を見せている。食品供給量自体は553kg（02年）で70年（367kg）の1.5倍となり、日本のそれ（510kg、02年）を8.5%上回っているが、既に00年にピークをつけ減少に転じている。これは重量のある米の消費量が減少し、相対的に軽量の野菜類の消費量が増加したことによるものといえる。また牛乳・乳製品の消費量が着実に増加しており、全体重量の1割弱に達しているのが注目される。

日本における国民一人当たり年間食料供給量（02年）では、穀類、野菜類、牛乳・乳製品が3大消費品目で、それぞれが年間90kg台で全体の各2割弱を構成しているのに対し、韓国では穀類、野菜類が2大消費品目で、それぞれが年間150kg前後で各3割弱を構成しているのが特徴的である。韓国では、食品消費の近代化・洋風化、多様化・高度化が進展しているが、国民トータルで見ると現時点ではまだ米飯とキムチによる伝統的食生活がその大半を占めているものと推察される（第6表）。なお、韓国における米の消費量は87.6kg（03年）で

第6表 一人当たり年間食料供給量の特徴

	(単位 kg, %)		(kg, %)	
	2002年		日本02	
	供給量	構成比	供給量	構成比
穀類	155.2	28.1	96.0	18.8
イモ類	13.7	2.5	19.9	3.9
砂糖類	20.8	3.8	20.0	3.9
豆類	10.5	1.9	9.3	1.8
堅果類	1.1	0.2	-	-
種実類	1.0	0.2	-	-
野菜類	145.6	26.3	96.7	19.0
果実類	41.9	7.5	42.0	8.2
肉類	39.2	7.1	28.4	5.6
鶏卵類	9.5	1.7	16.8	3.3
牛乳類	52.7	9.5	92.9	18.2
魚介類	36.3	6.6	37.6	7.4
海藻類	8.2	1.5	1.5	0.3
油脂類	17.4	3.1	15.0	2.9
合計	553.0	100.0	509.7	100.0

出典 慎・李(2004)ほか

資料 韓国農村経済研究院『食品需給表』、  
日本は農林水産省『食料需給表(2002)』

(注) 日本の合計には、でんぷん17.2%、その他16.4%を含む。

年々低下している（日本は61.9kg〔03年概算値〕で、韓国の現行消費量水準は日本の75年水準〔88.0kg〕に相当する）。

##### （2）たんぱく質・脂肪の供給量推移と動向

韓国における国民一人1日当たりのエネルギー供給量も2,992kcal（02年）で70年（2,370kcal）の26%増となり、日本のそれ（2,600kcal、02年）を15%上回っているが、既に00年にピークをつけ減少に転じている。エネルギー供給量の増加は熱量の多い動物性たんぱく質と脂肪の摂取量が増加してきたことによるものといえる。植物性たんぱく質の摂取量は70年以来ほぼ一定して55g前後で推移しているが、これも02年にかけて減少に転じている。ここには、米飯とキムチによる伝統的食生活にはっきりとした変化の兆しが現れているものといえ

第7表 一人当たりたんぱく質・脂肪供給量の推移

(単位 kcal, g) (kcal, g)

	1990年	95	00	02	日本02
エネルギー	2 853	2 959	3 010	2 992	2 600
たんぱく質	89.3	96.9	97.1	98.5	86.1
植物性	56.1	57.6	55.9	52.9	38.4
動物性	33.2	39.3	41.2	45.7	47.7
脂肪	72.2	76.9	80.1	85.6	83.6
植物性	46.7	50.6	55.9	59.1	49.6
動物性	25.5	26.4	24.1	26.4	34.0

出典, 資料とも第6表と同じ

る。そして食生活スタイルが、相対的に低エネルギー消費となる先進国型に転換していく兆しを示しているものといえよう(第7表)。

## 5 社会的要因と食品消費構造

以上、韓国における食品消費を経済発展と同期をとった経年変化と対日比較という形で検討してきたが、ここでは韓国における現在の社会状況と食品消費の関係を概観してみることにする。

### (1) 世帯主年齢別の食品消費動向

世帯主年齢別に一人当たり月間食料品費の品目別支出額の変化を24歳以下と55歳以上の間を5歳刻みの層にして比較してみると、食料品費全体額は年齢層が高くなるにつれて逡増し、45～49歳層(56万5千ウォン)をピークに減少する(03年)。

品目別にみると、穀類・食パン、肉類、魚介類、野菜・海藻類、果実類、調味食品の支出額は年齢層が高くなるにつれて逡増する。一方、酪農品は30～34歳層(2万9千ウォン)がピークを構成し、その両端年齢層方向に逡減する。同様にパン・菓子類では35～39歳層(3万ウォン)がピークとなり、その両端年齢層方向に逡減する。韓国における食の近代化が、世帯主年齢別にみると主に30～39歳層を中心にそれ以下の年齢層で進んでいるものと類推される。

なお、茶・飲料・酒類では24歳以下と55歳以上層で2万ウォンを下回る以外は、各年齢層とも2万ウォン台前半の支出額となっている(第8表)。

第8表 世帯主年齢別一人当たり月平均食料品費の構成比(2003年)

(単位 千ウォン)

	24歳以下	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55歳以上
穀類・食パン	24.2	29.2	33.2	42.4	47.0	47.1	47.9	52.3
肉類	18.9	27.2	31.8	37.3	44.1	45.3	45.2	41.9
酪農品	9.0	23.2	29.0	25.0	21.3	17.7	15.5	12.3
魚介類	16.1	18.9	23.5	26.8	30.7	33.8	38.9	38.1
野菜・海藻類	21.5	26.7	30.3	36.2	41.2	43.0	43.9	44.7
果実類	13.8	20.7	24.5	27.9	28.9	28.7	30.4	29.8
調味食品	5.2	7.4	8.1	10.9	13.9	15.3	17.5	20.5
パン・菓子類	17.3	19.2	24.1	30.4	28.9	22.7	16.6	12.3
茶・飲料・酒類	14.9	22.8	24.6	22.5	22.4	20.5	22.5	18.0
その他	8.5	9.5	13.0	14.3	15.1	15.6	14.1	10.7
外食	223.2	234.3	228.4	240.0	258.4	275.4	268.2	209.5
食料品費計	372.6	439.1	470.4	513.6	551.8	565.0	560.5	490.0

出典 慎・李(2004)ほか  
資料 韓国統計庁『都市家計年報(2003)』

## (2) 女性の社会進出と食品消費動向

女性の社会進出に伴う食品消費動向の変化を、共働き世帯とそれ以外の世帯の消費支出額で比較してみると、食料品支出額全体での大差はないが、外食費は当然予想されることながら共働き世帯で多くなっている。外食費の消費支出額全体に対する構成比は、共働き世帯で13.9%、それ以外の世帯<sup>(注6)</sup>で11.6%となっている(03年)。

日本においては外食費に中食費が含まれていないことから同一ベースの比較はできないが、共働き世帯の外食費率は4.4%と、韓国同様にそれ以外の世帯の外食費率(4.2%)より高くなっている(総務省全国消費実態調査, 1999年)。

(注6) 慎・李(2004)(資料 韓国統計庁(2003)『都市家計年報』)。

## (3) 都市化と食品消費動向

都市化による食品消費動向の変化を、地域別の一人1日当たりの食品種類別摂取量の差異で見ると、大都市と中小都市間での有意差はないが、都市部と邑/面(日本の郡部)地域との間では顕著な差異がある。邑/面地域では植物性食品摂取比率が83.4%(動物性は16.6%)と高いのに対し、都市部では80%を切って動物性食品比率が20%を超えている。品目別には邑/面地域で野菜類の摂取量が多く(対都市部+7%)、肉類摂取量は対都市部で約3分の2にとどまり、牛乳類のそれは同じく約7割程度にとどま<sup>(注7)</sup>っている(02年)。

当然予想されることながら、韓国におけ

る食の近代化は都市部を中心に進展しているものといえる。

(注7) 慎・李(2004)(資料 韓国保健福祉部(2002)『2001国民健康・栄養調査』)。

## 6 主要農産物の購入・消費実態

次に、初めに韓国の小売流通チャネルの発展動向を概観した上で、韓国における主要農産物等の購入実態を見てみよう。

### (1) 小売流通チャネルの発展動向

韓国における小売流通チャネルの発展は日本と比して相当程度遅れていたが、96年の流通市場開放に伴う外資系量販店の参入とそれに対抗する国内系量販店(韓国ではいずれにおいてもディスカウント・ストア[割引店]と呼ばれる業態が主)等の台頭により、小売流通チャネルの構成は日本に近似しつつある。韓国のディスカウント・ストア業界は寡占化が進み、カルフルー、ウォルマート、三星テスコの外資系3社に、国内系のEマートとロッテ・マートを加えた「ビッグ・ファイブ」は店舗数(163)で業界全体(240店)の60%を超え、売上

第9表 韓国ディスカウントストア業態の拡大推移

(単位 店,兆ウォン)

	1999年度	00	01	02	03
店舗数	115	162	190	240	268
売上高	7.5	10.1	13.9	17.4	19.2
百貨店	13.3	15.2	16.1	17.8	17.2

出典 崔・金(2004)41頁  
資料 韓国『月刊ディスカウントマーチャンドライザー』, 韓国統計庁, 新世界百貨店流通研究所

高（12兆4,200億ウォン）でも約3分の2を占めるに至っている<sup>(注8)</sup>（02年）。しかし、一方で在来市場等も一定の役割を維持している（第9表）。

（注8）慎・李（2004）

## （2）果実類の購入実態

韓国の政府系外郭団体である韓国農水産物流通公社<sup>(注9)</sup>の調査によれば、果実類の主な購入先は大型流通会社（＝ディスカウント・ストア、百貨店で27.3%）とスーパー・商店街（24.2%）で過半を占める。アパートと連立ノ多世帯住宅（アパート以外の集合住宅）からは、大型流通会社やスーパー・商店街の利用が主になっている（第10表）。世帯年収別、主婦学歴別にみても同傾向で、サンプル中8.4%を占める年収最高位の5千万ウォン（約500万円）以上層における大型流通会社の利用率は33.8%と全体の約3分の1を占めている。

果実類購入先の選択理由は価格が安い（24.3%）がトップで、次いで品質がよい（19.3%）が続く。年齢が高いほど交通が便利で配達可能な先を選択し、年齢が低いほど安くて親切ノ信用度のあるところが主になっている。

果実類購入時の選択基準は新鮮度・熟度（33.6%）がトップで、次いで味・糖度

第11表 果実類購入時の選択基準(2002年)

(単位 %)

	新鮮度・熟度	味・糖度	価格	原産地	大きさ外見	安全性	その他
割合	33.6	29.3	24.6	3.9	3.0	2.7	2.9

資料 第10表に同じ

第12表 最もよく購入する果実類(2002年)

(単位 %)

	リンゴ	ミカン	ブドウ	梨	桃	その他
購入割合	47.3	27.8	9.4	5.4	3.2	6.9

資料 第10表に同じ

（29.3%）、価格（24.6%）と続く。生産地や色、包装状態は選択基準にほとんど影響がない。また、低年齢ほど主に味・糖度と価格で選択し、高年齢層は安全性、原産地（輸入品の可否）を考慮している（第11表）。年収最高位の5千万ウォン（約500万円）以上層においては、味・糖度を選択基準とする率が34.7%と高くなる。

最もよく購入する果実類はリンゴ（47.3%）がトップで、次いでミカン（27.8%）となり、両方で75%を占める（第12表）。選択理由は「習慣上良く食べる」（38.2%）、「安くて買いやすい」（34.6%）で73%を占める。利用用途は間食用（70.2%）とする実需が圧倒的に多く、デザート用（26.9%）がそれに続く。低年齢で高学歴、高所得者ほどデザート用を購入する傾向が強い。年収最高位の5千万ウォン（約500

万円）以上層においては、リンゴを最もよく購入するとする率が42.8%と高い。

有機農（低農薬）栽培果物の購入意向は「価格によ

第10表 果実類の主な購入先(2002年)

(単位 %)

	大型流通会社	スーパー商店街	在来市場	近所の小店	露天商	卸売市場	その他
購入割合	27.3	24.2	17.7	8.5	5.7	5.4	11.2

資料 韓国農水産物流通公社(2002)

第13表 有機農栽培果物の購入意向  
(2002年)

(単位 %)

	価格 による	常に 購入	購入 しない	未購入
割合	60.3	33.0	4.0	2.7

資料 第10表に同じ

る」が60.3%と圧倒的に多いものの、「常に購入」するとの回答が33%あり、購入意思のあるものが93%に達した(第13表)。

サンプル中4.1%を占める最高齢層(61歳以上)では「価格による」が34.1%で、「常に購入」が51.2%、年収最高位の5千万ウォン(約500万円)以上層では「価格による」が56.6%で、「常に購入する」が41.0%と、高齢、高所得者層において高い選好度を示した。

なお、韓国においては、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意を受けた諸対策の一環として大規模な施設園芸が育成される一方、それまでの「規模拡大・生産コスト削減」路線から、「親環境農業(Environmentally Friendly Agriculture)」路線へと方向転換が徐々に行われ、97年には親環境農業育成法が制定されて、日本でいう有機栽培、特別栽培(減農薬、減化学肥料、無農薬栽培等)農業が推進されて定着してきている。<sup>(注10)</sup>有機栽培果物の選好度の高さは、こうした供給側の事情にも影響されているものと考えられる。

輸入果物の選択動機は「おいしい」(38.3%)がトップで、これに「季節的な嗜好」(13.2%)、「代替物不在」(13.1%)を加えると65%となり、輸入果物に対する選好度が

第14表 輸入果実の選択動機(2002年)

(単位 %)

	おい しい	すぐ 買える	安い	季節的 な嗜好	代替物 不在	その他
割合	38.3	16.6	15.8	13.2	13.1	3.0

資料 第10表に同じ

一定水準に達していることが分かる(第14表)。

(注9) 2002年8月10日~9月10日にかけて実施されたサンプリング調査でサンプルは全国10圏域1,000世帯の主婦。

(注10) 足立(2002)ほか。

### (3) 果菜類の購入実態

同公社の別の調査<sup>(注11)</sup>で果菜類(葉菜類以外の野菜類でイチゴ、スイカ等を含む)の購入実態をみると、果菜類の主な購入先は在来市場(29.2%)がトップで、次いでスーパー・商店街(25.0%)、大型流通会社(17.6%)と続く。果実と比べてより日常性・必需性の高い果菜類では在来市場への依存度が高くなっている(第15表)。なお、イチゴに関しては、サンプル中12.3%を占める年収3千万ウォン(約300万円)以上層の31%が大型流通会社で購入している。

価格と品質間の相対的重要度認識について、価格重視の回答者数を1とした場合の品質重視の回答者数に相当する値をみると、イチゴ、スイカ、米、大豆で高いことが分かる(第16表)。なお、イチゴに関し

第15表 果菜類の主な購入先(2003年)

(単位 %)

	大型 流通会社	スーパー 商店街	在来市場	町の店	食べない	その他
購入割合	17.6	25.0	29.2	7.0	5.0	16.2

資料 韓国農水産物流通公社(2003)

第16表 価格に対する品質の相対的重要度認識  
(2003年)

	スイカ	イチゴ	真桑 ウリ	ミニ トマト	一般 トマト	米	大豆	ジャガイモ	サツマイモ
重要度 認識水準	80	103	49	48	33	79	79	56	56

資料 第15表に同じ

(注) 数値は、価格重視の回答者数を1とした場合の、品質重視の回答者数に相当する値(倍率)。

では、サンプル中5.3%を占める年収最高位の5千万ウォン(約500万円)以上層における「価格が非常に高くても品質の良いものを購入する」との回答構成比(単数回答)が26.9%と高く、高所得層における品質志向がかなり強いものとみられる。

品目別に商標(ブランド)の認知度(複数回答における出現率)をみると、米(74.1%)が圧倒的に高く、次いで真桑ウリ(43.5%)、スイカ(45.8%)と続く。

果菜類購入時の選択基準は、前記(1)の果実類とは違って価格(29.2%)、新鮮度・熟度(20.5%)、味・糖度(17.6%)の順で、日常品、必需品であるためか価格志向が強くなっている(第17表)。

最もよく購入する果菜類はスイカ(33.3%)、イチゴ(25.7%)、トマト(一般、ミニ計で27.3%)となっている(第18表)。今後、所得水準の上昇によりイチゴの消費量が増えていくものと予想されている(単数回答の構成比48.0%)。なお、韓国におけるイチゴの年間一人当たり消費量は3.2kgと、日本の1.2kgを相当量上回っている(各01年、食品需給表、家計調査から算出)。これは、韓国における果物の種類が相対的に少ないことによるものと考えられる。

親環境(有機栽培)果菜類の購入意向と購入経験を見ても、購入意向があるとする者(単数回答)が合計で85.3%、購入経験のある者が58.6%と高い値を示した(第19表)。また、購入経験の

ない者のなかでも、購入意向のある者の比率は73.3%と同じく高い値を示した。主婦学歴別、世帯年収別にみると、大学卒以上層の購入意向が92.3%、サンプル中5.3%を占める年収最高位の5千万ウォン(約500万円)以上層の購入意向も90.4%と高いものとなった。

(注11)(注9)に同じ。但し、実施時期は02年9月8日~10月4日、サンプル数は1,014。

第17表 果菜類購入時の選択基準  
(2003年)

	新鮮度 熟度	味・ 糖度	価格	色	形・ 大きさ	その他・ 非購入
スイカ イチゴ トマト	20.5	17.6	29.2	16.4	7.0	9.3

資料 第15表に同じ

第18表 最もよく購入する果菜類  
(2003年)

	スイカ	イチゴ	真桑 ウリ	ミニ トマト	一般 トマト
割合	33.3	25.7	13.6	13.5	13.8

資料 第15表に同じ

第19表 親環境果菜類の購入意向と購入経験  
(2003年)

購入意向		購入経験	
強い	23.2	ある	58.6
ある程度ある	62.1		
あまり無い	13.1	無い	41.4
全く無い	1.5		

資料 第15表に同じ

(4) 米の購入実態

(注12)  
 同じ調査で米等の購入実態を見てみると、米等購入時の選択基準は「品質に対する信頼」(43.5%)が圧倒的に多く、次いで「生産地」(12.8%)、「価格」(10.1%)の順となっている(第20表)。「生産地」に品質が表象されているものとす

ると、品質による選択が過半を占めることになる。なお、ここで「品質」とされているものはブランドによって担保されるものであって、例えば「魚沼産コシヒカリ」に相当するものである。韓国一の米どころといえは京畿道の「利川(イチョン)」となるが、利川にはイングンニンピョ(王様印)というブランドがある。主婦学歴別、世帯年収別にみると、味・糖度を選択基準とする回答率が、大学卒以上で12.7%、年収5千万ウォン以上層で13.9%と高く、高学歴、高所得層でブランド志向から、実際の味・糖度志向への転換が始まっていることがうかがえる。

なお、韓国で作付面積が一番多い品種は「秋晴れ」で、主食用米には一般に1割程度の白濁米が混入している。しかしながら、これはぼそぼそとした食感をもたらす一因ともなっており、近年富裕層を対象に白濁米を除去した「完全米(パーフェクト・ライス)」が登場し、江南地区等を中心に販売されている。  
 (注13)

第20表 米等購入時の選択基準(2003年)

(単位 %)

	品質・信頼度	味・糖度	価格	新鮮度	形・大きさ	生産地	原産地	購入しない	その他
米	43.5	9.2	10.1	2.8	0.4	12.8	2.9	1.6	16.7
その他食糧作物	19.0	14.8	6.1	12.7	14.2	7.9	3.6	0.1	21.7

資料 第15表と同じ

第21表 一番信頼できる米の保証主体(2003年)

(単位 %)

	生産者	農協	政府行政機関	米屋	百貨店	搗精工場	その他
割合	47.6	31.3	12.2	2.7	2.4	2.1	1.9

資料 第15表と同じ

一番信頼できる米の保証主体をみると、生産者(47.6%)、農協(31.3%)の順で、生産・集荷単位が8割弱を占めている(第21表)。

親環境認証米の購入動向を見てみると、購入経験者比率は16.9%と低いが、未購入者の非購入理由のトップは「あまり興味がない」(36.8%)で、高価格性を理由とするものは27.6%と相対的に低いのが注目される。今後の購入意向について、「必ず購入する」を5点満点とした場合の各回答出現率による過重平均点である「購入意向平均」値は3.1でやや低いものとなっている(第22表)。世帯年収別にみると、年収5千万ウォン以上層の購入経験者比率は30.6%と高い一方、非購入理由では「あまり興味がない」が48.0%となった。これは、年収水準にかかわらず「あまり興味がない」層が多いことを示しており、親環境米の普及、拡販には高価格性よりも認知度がネックとなっているものと考えられる。

第22表 親環境認証米の購入動向(2003年)

(単位 %)

購入経験		非購入理由		購入意向	
ある	16.9	あまり興味が無い	36.8	必ず購入する	2.8
		高いから	27.6	購入するだろう	30.2
		品質が信じられない	17.0	分からない	45.8
無い	83.1	購入先・購入方法が分からない	9.0	購入しないだろう	19.0
		親環境米の流通事実を知らない	8.0	絶対に購入しない	2.3
		親戚からもらっている	1.5	購入意向平均	3.1

資料 第15表に同じ

(注) 「購入意向平均」は、「必ず購入する」を5点満点とした場合の回答出現率による加重平均値。

(注12)(注9)に同じ。但し、実施時期は2003年10月6日～11月3日、サンプル数は1,017。

(注13) 韓国においては基本的に産地精米が行われていること(=精米流通)や、精米時の熱による劣化、高温乾燥、定温倉庫の未普及等が米の品質を低下させているといわれる。

## 7 日本食品の消費動向と 発展可能性

### (1) 日本食品の消費動向

韓国で日本食品といえば、長い歴史の「日式」食品文化とは別に、新しい食文化の担い手としての側面が強まりつつある。これは共に米飯を主食とするベースの上では、一時副食の調味を唐がらしからしょうゆ、かつおぶしへ変え、副食の種類を多皿から日本的洋副食(豚カツ等)へ変え、あるいはおにぎりを韓国式に変えて受け入れることに容易性があつたこと等によるものと考えられる。

伝統的食文化から離れるには、唐がらしをベースとする調味からそれ以外の「調味料」が必要となるが、実際に韓国では日本の調味料の需要が拡大している。みそ、しょうゆは日本からの輸入があり、近年増加

基調にある(第23表)。韓国一の総合食品メーカー(株)CJ(旧、第一製糖)では、既にかつおぶしだし、ふりかけ、かつおぶしうどん等を生産・販売している。<sup>(注14)</sup>

また、菓子類も日

本のものにニーズが高く、「キャンディー菓子・砂糖菓子」の対日輸入が盛んであり、キャンディー類は金額ベースの対日輸入品目上位6位に顔を出している。<sup>(注15)</sup> 韓国内でも日本の菓子類に似た商品が生産・販売されており、菓子全体の市場規模も近年増加傾向にある(第24表)。

総じて言えば、韓国においては日本の加

第23表 韓国における日本製みそ・しょうゆの輸入状況

(単位 みそ=トン、しょうゆ=kl、千ドル)

	みそ		しょうゆ	
	数量	金額	数量	金額
2001年	697	847	482	879
02	695	810	992	1,501
03	762	1,016	820	1,548

出典 JETRO『アグロトレード・ハンドブック2004』

資料 財務省貿易統計

(注) 数値は、日本から見た対韓輸出に関するもの。

第24表 韓国における菓子類の品目別市場規模

(単位 億ウォン)

	1999年	00	01	02
チュウインガム	1,850	1,850	2,578	3,440
キャンディー類	1,750	1,650	1,762	1,875
ビスケット	4,380	4,230	4,497	4,935
チョコレート	2,210	2,150	2,160	2,455
パイ	1,430	1,390	1,477	1,645
スナック	6,200	6,340	6,012	5,794
その他	640	610	590	610
計	18,460	18,220	19,076	20,754

資料 韓国農水畜産新聞『韓国食品年鑑(2003)』

工食品に対する評価とニーズが高く、近年対日輸入の伸びている日本製加工食品は、ふりかけ、調味料、菓子、加工米（調味米、<sup>(注16)</sup>粥等）となっている。

いずれにせよ、韓国の食品消費ニーズには強い高級志向があり、洋風・日本風調味料や冷凍食品、特に調理済みのものに将来性があるものとされる。<sup>(注17)</sup>また、韓国では02年のワールドカップ共同開催を経て日本食品の浸透度が増し、民族系3大百貨店である現代、ロッテ、新世界デパート等で「高級化」をキーワードに上流層をターゲットとして日本食品売場や販促催事が拡充されてきた。今やテイクアウト食品を主体とした日本食品売場を充実させることがデパートの共通課題になっている。デパートが高級化に走るのは、ディスカウント・ストアとの競争にしのぎを削るなかで見だしてきた生き残り戦略によるものである。<sup>(注18)</sup>また、江南区等を中心に住民の所得階層が高い地域では、デパート以外のチャンネルでも日本食品（主として加工食品）売場が拡充されている。

（注14）藤野（2004b）（株）CJ（旧、第一製糖）聞き取り調査，1月。

（注15）JETRO「アグロトレード・ハンドブック2004」。

（注16）藤野（2004c）JETROソウルセンター聞き取り調査，1月。

（注17）（注16）に同じ。

（注18）曙光院「[韓 - 日本同時取材]デパートの大反撃」，（韓国）エコノミスト（web版）04年6月21日付。

## （2）日本食品の発展可能性

現時点ではまだ日本食は一部の高級市場

のものであり、消費ニーズは高所得者層に偏っている面がある。しかし逆に顧客標的をハイクラスに置けば、日本食品の販路は既に開かれていることになる。また、日系コンビニエンス・ストアにおける韓国向けおにぎり等の開発・普及から、マーケット・インの視点に立った食品開発を行えば、主に加工食品の分野での大衆商品の販路も十分に開かれているものといえよう。

## おわりに

現在、ソウルの街角には日本でもおなじみの外資系イタリアンコーヒー・チェーンやそれをまねた国内系イタリアンコーヒー・チェーンが店舗展開されている。これらは、02年のワールドカップ開催以前には考えられなかったことだとされる。韓国は確実に伝統文化からの変化の時代に突入したものと考えられる。現在日本は韓国ドラマ「冬のソナタ」を契機とした韓流ブームの只中にあるが、韓国においては「ニッポンビル」の風が吹いているという。日韓両国は、これまでの経済交流のうえに文化交流も積み重ねて、東アジアの紐帯強化の核となるように競争と協調のなかでの持続的発展関係を築いて行く必要がある。

### <参考文献>

- ・慎インジャ・李ピョンオ（指導）（2004，未発表）「我が国（韓国）の食品消費構造の変化要因」江原大元校農業資源経済学科（韓国語）
- ・権ソンウン（1998）「韓国人のライフスタイルと消費行動」『（株）第一企画（マーケティング研究所）社報』，2月号（韓国語）
- ・韓国農村経済研究院（1999）「主な食品の消費構造変化と展望」（韓国語）

- ・本多利範（2003）「韓国における食品マーケットの変化と可能性」(講演録)『JETRO海外の食品産業』No.230，8月号
- ・藤野信之（2004a）「国際化のなかの韓国食品産業」『農林金融』7月号
- ・韓国農水産物流通公社（2002）『主要農産物消費パターン調査分析 - 果実類・花卉類』(韓国語)
- ・韓国農水産物流通公社（2003）『主要農産物消費パターン調査分析 - 果菜類・食糧食物類』(韓国語)
- ・崔鐘旭（2000）「大韓民国における農産物食品加工業の現状と将来」『AITEM（青森県産業技術開発

センター刊)』, No.24，3月，8頁

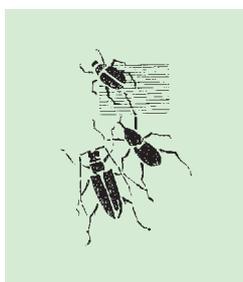
- ・崔相鉄・金裕梧（2004）「韓国におけるグローバル小売企業のパフォーマンス分析」『流通科学大学論集 - 流通・経営編 - 』第17巻第2号，11月，39頁
- ・李ケイム・金ミンジョン（2003）『需要先別における輸入米の購買意向に対する展望』韓国農村経済研究院（韓国語）
- ・足立恭一郎（2002）「親環境農業路線に向かう韓国農政」, 『農林水産政策研究』第2号，27頁

（主席研究員 藤野信之・ふじののぶゆき）

[訂正]

前月号(2005年6月号・通巻712号)「組合金融の動き」に誤りがありました。  
お詫びして、訂正いたします。

頁	所在	誤	正
72	3節の項目	3 3事業の間の相関	3 3部門の間の相関
73	左段下から7行目	上記の正相関は、購販売と貯金から共済への貢献を示唆している。	上記の相関係数は、購販売と貯金から共済への貢献を示唆している。



## 農業機械の需給動向

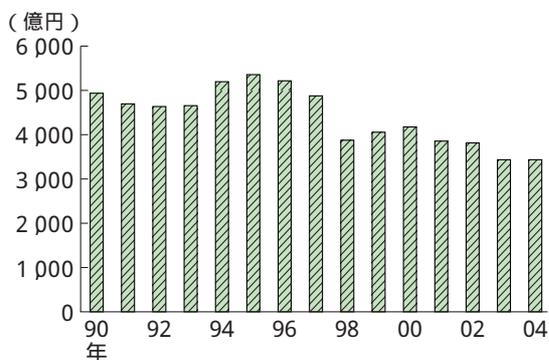
### 1 はじめに

農産物価格の低迷等農業を取り巻く環境は厳しく、農業金融を担う制度資金の新規貸出は低迷が続いている。また農協における農業関係資金の貸出金残高についても減少傾向にある。以下では、こうした状況を踏まえた上で、農業投資の代表的な事例として農業機械を取り上げ、国内全体の生産動向ならびに農協での取扱推移、農協系統と商系との販売シェアの変化等についてみることにする。

### 2 農業機械の生産動向

まず、農業機械の国内出荷額（出荷合計額 - 輸出額 + 輸入額）の推移をみると、94年から97年にかけて増加傾向がみられた。これはウルグアイ・ラウンド交渉が決着して完全自由化が避けられ、これまで買い控えられていた更新需要が顕在化したこと、また93年の冷害による米不足が社会問題化して農家の米生産意欲が高まったことが影響しているものとみられる（第1図）。

第1図 農業機械の国内出荷の推移



資料 日本農業機械工業会ホームページ  
 (注) 国内出荷 = 出荷合計 - 輸出 + 輸入

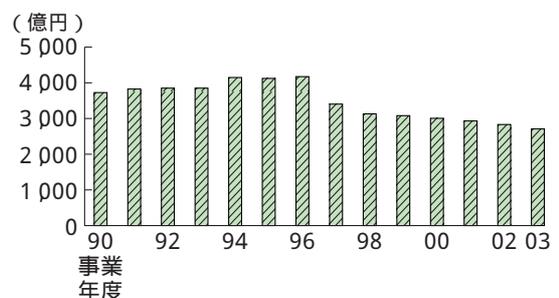
しかし、その後は農家戸数の減少、農作業委託の増加、また基本性能を重視した安価な農業機械の開発等により減少で推移しており、04年は3,405億円となっている。

### 3 農協における取扱動向

次に農協における取扱動向をみると、94年から96事業年度にかけては更新需要もあり事業年度中の取扱額はやや増加した（第2図）。その後は緩やかな減少が続き、03年度は2,724億円となっている。

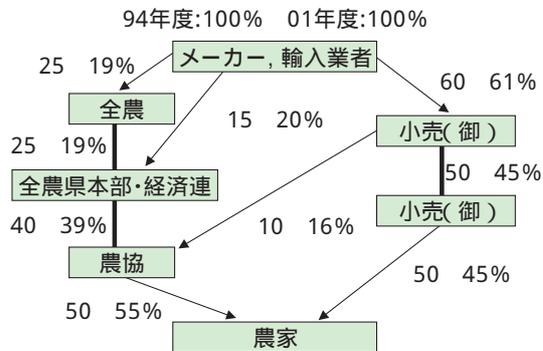
農業機械の流通経路は農協系統ルート（メーカー、輸入業者 全農 全農県本部・経済連 農協 農家）と商系ルート（メーカー、輸入業者 小売（卸） 小売 農家）に分けられる。国内出荷を100%とした場合の、農協系統と商系の販売シェア（金額ベース）について、94年度と01年度の比較をみると、農家段階での農協のシェアが94年度の50%から01年度の55%へと上昇している（第3図）。農協系統では、全農県本部・経済連がメーカーから、農協が小売（卸）から仕

第2図 農協における農業機械の取扱高の推移



資料 農林水産省『総合農協統計表』  
 (注) データは事業年度。取扱額は事業年度中に売却した額。

第3図 農業機械の販売シェアの変化  
(94年度と01年度の比較)



資料 農林水産省生産局農産振興課  
(注) データは農産振興課による金額ベースの推計値。

入れるケースがあり、農協段階では、全農県本部・経済連からの仕入れが40%から39%へとやや低下したが、小売(卸)からの仕入れは10%から16%へと上昇しており、仕入先の変化がみられる。

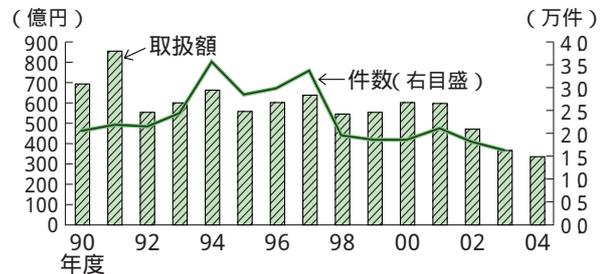
#### 4 中古機械，リースの利用動向

農業者にとっては農機具費の低減を図るために、中古農業機械やリース利用に対するニーズも高まっている。

農協系統および商系では、中古機械の流通促進を図るために、価格、展示会等のイベント等について、インターネットを活用した情報提供をしている。農業機械の総販売台数(新品+中古)に占める中古機械の割合は、ややデータが古いものの96年と00年を比較すると、乗用型トラクターは36.9%から39.2%へ、コンバインは33.8%から36.9%へ、田植機については29.0%から30.6%へとそれぞれ上昇している<sup>(注1)</sup>。

一方、農業機械のリース利用状況は、データの制約もあり把握することは難しいものの、農林水産業等全体の推移をみると、94、97年度の件数、取扱額は前年に比べて

第4図 農林水産業等におけるリース取扱額，件数



資料 (社)リース事業協会『リース・ハンドブック』  
(注)1 業種別にみた場合の農業、水産業、鉱業へのリース利用の実績であり、農業機械以外の機種も含む。  
2 リース事業協会の正会員、賛助会員の合計。  
3 04年度の件数のデータは公表されていない。

増加している<sup>(注2)</sup>。しかし、02年度以降は件数、取扱額ともに前年比減少で推移し、04年度の取扱額は332億円となっている(第4図)。

(注1) 農業機械販売店が農家に販売した農業機械の総台数のうち中古が占める割合。データは農林水産省生産局が実施した農協、販売店に対するアンケート調査による。

(注2) データには農林水産業、鉱業への機械等すべての機種のリースを含んでいる。

#### 5 まとめ

主要な農業機械の普及は一巡し、近年の農機具需要は更新需要が中心となっている。また、農家戸数、農作物の作付面積が減少するなかで、経営規模の拡大や農作業委託の進展、農業機械の利用の長期化もあり、農業機械の国内出荷額、農協での販売は低迷が続いている。

そうしたなかで、農業者の中古機械へのニーズは高まっており、またファイナンス会社では農業機械にかかるリースやクレジットに対する取組みを進めている。農業者にとっては農業機械の調達手法が多様化してきており、農協の事業展開を考えるうえでは、今後の動向に注目する必要がある。

(研究員 長谷川晃生・はせがわこうせい)

# 統計資料

## 目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く) .....	(45)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く) .....	(45)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く) .....	(45)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く) .....	(46)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定 .....	(46)
6. 農業協同組合 主要勘定 .....	(46)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定 .....	(48)
8. 漁業協同組合 主要勘定 .....	(48)
9. 金融機関別預貯金残高 .....	(49)
10. 金融機関別貸出金残高 .....	(50)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

TEL 03(3243)7351

FAX 03(3270)2658

### 利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。  
「0」単位未満の数字 「 」皆無または該当数字なし  
「...」数字未詳 「 」負数または減少

# 1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通計
2000. 4	34,359,607	6,917,248	8,571,677	2,187,621	15,997,784	21,332,754	10,330,373	49,848,532
2001. 4	35,981,255	6,469,671	13,990,481	3,744,652	22,027,477	23,700,821	6,968,457	56,441,407
2002. 4	37,817,837	5,908,988	9,025,731	1,589,759	23,134,126	22,138,189	5,890,482	52,752,556
2003. 4	38,980,431	5,737,559	10,876,742	1,175,694	28,608,422	18,383,580	7,427,036	55,594,732
2004. 4	39,324,406	5,173,333	14,080,352	1,692,536	32,880,237	16,589,445	7,415,873	58,578,091
2004. 11	39,019,783	4,904,985	14,676,731	2,046,816	34,665,203	15,510,188	6,379,292	58,601,499
12	39,581,803	4,831,925	15,150,680	1,943,188	35,484,481	15,305,064	6,831,675	59,564,408
2005. 1	39,242,151	4,804,644	15,236,804	1,691,771	35,606,188	15,278,507	6,707,133	59,283,599
2	39,566,462	4,765,715	14,757,481	1,186,646	35,757,008	15,377,847	6,768,157	59,089,658
3	39,600,643	4,704,414	16,291,656	1,469,342	37,382,703	15,436,450	6,308,218	60,596,713
4	40,175,513	4,702,709	14,541,851	1,536,868	36,000,683	14,911,732	6,970,790	59,420,073

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

# 2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2005年4月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	32,791,217	22,542	1,346,442	601	93,994	-	34,254,797
水産団体	1,131,289	-	100,313	29	11,966	-	1,243,597
森林団体	1,969	46	3,073	58	131	-	5,276
その他会員	2,493	-	1,971	-	0	-	4,465
会員計	33,926,968	22,588	1,451,799	688	106,090	-	35,508,134
会員以外の者計	623,917	51,370	416,266	113,024	3,457,825	4,976	4,667,379
<b>合計</b>	<b>34,550,886</b>	<b>73,958</b>	<b>1,868,066</b>	<b>113,713</b>	<b>3,563,915</b>	<b>4,976</b>	<b>40,175,513</b>

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。  
3 海外支店分は、別段預金(会員以外の者) 961,342百万円。

# 3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2005年4月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	80,378	8,914	75,157	1	164,449
	開拓団体	395	48	-	-	443
	水産団体	57,707	14,434	45,147	204	117,492
	森林団体	5,976	9,962	2,383	44	18,364
	その他会員	108	288	60	-	456
	会員小計	144,564	33,645	122,746	249	301,204
	その他系統団体等小計	261,161	39,982	133,014	290	434,447
<b>計</b>	<b>405,725</b>	<b>73,627</b>	<b>255,760</b>	<b>539</b>	<b>735,651</b>	
関連産業	2,274,151	99,194	1,904,491	30,270	4,308,106	
その他	9,640,548	15,897	211,112	419	9,867,976	
<b>合計</b>	<b>12,320,424</b>	<b>188,718</b>	<b>2,371,363</b>	<b>31,228</b>	<b>14,911,733</b>	

(貸方)

## 4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2004. 11	5,135,714	33,884,069	39,019,783	73,880	4,904,985
12	5,426,477	34,155,326	39,581,803	46,880	4,831,925
2005. 1	5,024,618	34,217,533	39,242,151	146,260	4,804,644
2	5,243,795	34,322,667	39,566,462	145,450	4,765,715
3	5,340,035	34,260,608	39,600,643	110,250	4,704,414
4	5,624,528	34,550,985	40,175,513	259,670	4,702,709
2004. 4	5,944,608	33,379,798	39,324,406	85,000	5,173,333

(借方)

年月末	現金	預け金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2004. 11	130,465	1,916,351	34,665,203	12,598,056	24,763	102,500	212,857
12	109,749	1,833,438	35,484,481	12,569,411	25,071	-	210,333
2005. 1	119,113	1,572,657	35,606,188	12,753,436	26,300	-	211,606
2	151,443	1,035,202	35,757,008	12,613,858	26,616	-	203,868
3	80,233	1,389,108	37,382,703	12,871,094	21,916	-	195,203
4	101,081	1,435,785	36,000,683	11,648,096	20,657	-	188,717
2004. 4	112,563	1,579,972	32,880,237	13,834,614	125,598	150,000	238,961

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。  
3 預金のうち定期性は定期預金。 4 2005年3月,科目変更のため食糧代金受託金,食糧代金概算払金の表示廃止。

## 5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貸 金		方		
	計	うち定期性	譲渡性貯金	借入金	出資金
2004. 11	48,723,306	47,255,254	254,998	68,171	1,122,555
12	49,480,308	47,786,123	250,133	68,167	1,122,555
2005. 1	49,156,240	47,721,229	305,098	68,168	1,122,555
2	49,305,134	47,791,733	313,908	68,166	1,122,554
3	48,391,067	47,055,120	247,151	70,463	1,116,487
4	49,037,704	47,621,806	373,251	76,466	1,119,384
2004. 4	49,167,677	47,772,152	171,888	74,697	1,053,456

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。  
3 1994年4月からコールローンは,金融機関貸付から分離。

## 6. 農 業 協 同 組

年月末	貸 金			方	
	当座性	定期性	計	借入金	うち信用借入金
2004. 10	22,808,277	54,682,890	77,491,167	614,416	446,575
11	22,723,931	54,742,729	77,466,660	590,055	423,673
12	23,233,259	55,157,443	78,390,702	577,058	416,205
2005. 1	22,704,648	55,152,921	77,857,569	583,587	422,673
2	23,121,934	54,973,786	78,095,720	585,064	427,269
3	23,187,989	54,480,561	77,668,550	581,317	417,081
2004. 3	21,819,558	54,156,894	75,976,452	601,202	434,925

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。  
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

## 庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
116,402	2,404,257	1,224,999	10,857,193	58,601,499
192,256	2,790,650	1,224,999	10,895,895	59,564,408
247,256	2,535,197	1,224,999	11,083,092	59,283,599
329,872	2,356,738	1,224,999	10,700,422	59,089,658
460,247	1,609,292	1,224,999	12,886,868	60,596,713
151,496	2,387,765	1,224,999	10,517,921	59,420,073
1,168,002	2,123,625	1,224,999	9,478,726	58,578,091

貸 出 金				コ ー ル	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
12,454,536	2,810,626	32,167	15,510,188	567,564	5,684,465	58,601,499
12,291,506	2,766,774	36,450	15,305,064	704,201	6,102,404	59,564,408
12,295,551	2,738,693	32,655	15,278,507	703,320	5,977,514	59,283,599
12,415,688	2,728,046	30,243	15,377,847	860,713	5,880,829	59,089,658
12,804,718	2,405,688	30,839	15,436,450	381,112	5,905,191	60,596,713
12,320,423	2,371,363	31,228	14,911,732	1,095,533	5,854,602	59,420,073
13,590,855	2,724,764	34,863	16,589,445	422,108	6,718,168	58,578,091

## 合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借				方			
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金		う ち 金 融 機 関 貸 付 金
	計	う ち 系 統				計	う ち 農 林 公 庫 貸 付 金	
65,860	29,056,170	28,918,208	0	338,579	15,488,001	5,835,328	892,021	
97,036	29,638,227	29,508,126	0	340,089	15,474,875	5,876,786	905,528	
61,799	29,415,344	29,287,388	0	336,789	15,494,684	5,870,403	910,298	
52,338	29,319,398	29,198,668	0	324,358	15,844,385	5,879,499	917,500	
68,615	28,359,320	28,239,582	7,000	284,625	16,056,362	5,859,457	949,784	
63,401	29,390,807	29,268,368	0	336,209	15,449,464	5,751,320	956,333	
50,351	29,773,999	29,659,096	0	339,234	14,946,978	5,700,143	887,505	

## 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借				方		報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金		
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 農 林 公 庫 貸 付 金	
352,954	53,125,264	52,907,387	4,266,911	1,663,143	21,415,344	340,672	904
409,023	53,109,715	52,889,706	4,255,920	1,661,938	21,360,202	332,368	904
438,013	54,074,479	53,832,377	4,149,418	1,581,260	21,270,489	329,606	904
404,344	53,601,826	53,390,732	4,118,372	1,549,452	21,213,418	326,512	904
381,126	53,875,379	53,666,422	4,226,186	1,620,846	21,230,448	321,184	902
380,512	53,472,099	53,261,613	4,217,316	1,616,092	21,298,679	321,018	895
367,631	51,958,141	51,728,963	4,044,216	1,510,820	21,487,105	342,799	919

## 7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2005. 1	2,181,972	1,604,722	44,398	64,201	15,868	1,345,198	1,307,309	152,558	737,522	
2	2,186,649	1,599,036	41,832	65,060	14,593	1,351,449	1,316,297	152,780	738,935	
3	2,199,385	1,576,009	40,552	65,288	17,295	1,361,298	1,308,085	152,900	743,741	
4	2,176,334	1,543,485	41,043	65,258	13,937	1,340,095	1,302,380	149,603	748,635	
2004. 4	2,218,227	1,649,429	52,327	64,157	13,205	1,355,023	1,316,438	161,653	761,930	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

## 8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち農林 公庫資金	
2004. 11	1,039,264	638,232	269,131	193,598	131,181	8,552	951,955	928,589	11,583	336,870	10,651	366
12	1,051,585	635,771	254,892	184,987	130,632	7,439	968,561	925,043	11,326	323,996	10,074	361
2005. 1	995,875	619,163	249,240	181,481	129,939	7,803	923,219	900,919	11,207	314,668	9,506	357
2	985,396	607,645	244,047	177,179	125,212	6,674	913,419	892,172	11,355	304,460	9,290	351
2004. 2	1,066,537	664,140	290,957	216,592	135,171	7,790	969,234	930,386	13,394	365,852	11,617	402

(注) 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。  
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。



## 10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局	
残	2002. 3	212,565	48,514	2,011,581	1,359,479	444,432	639,808	119,082	7,006	
	2003. 3	210,091	47,118	2,042,331	1,352,121	429,093	626,349	91,512	6,376	
	2004. 3	209,725	49,201	1,925,972	1,351,650	420,089	622,363	91,234	5,755	
	高	2004. 4	209,260	48,126	1,879,841	1,336,670	414,585	617,118	90,688	P 5,690
		5	209,239	48,563	1,881,836	1,325,168	412,773	614,367	90,416	P 5,852
		6	209,018	48,197	1,879,375	1,323,701	412,896	615,319	90,456	P 5,500
		7	209,280	48,847	1,887,141	1,330,885	414,914	619,713	90,910	P 5,370
		8	209,593	48,370	1,890,979	1,319,535	411,889	616,347	90,721	P 5,353
		9	209,399	49,829	1,885,552	1,329,179	414,523	622,105	91,404	P 5,481
		10	208,919	49,776	1,854,520	1,348,775	395,931	621,686	91,469	P 5,352
		11	208,446	49,433	1,849,899	1,346,898	395,796	619,837	91,532	P 5,519
		12	207,570	49,713	1,851,263	1,372,238	403,283	629,296	92,358	P 4,808
2005. 1		207,025	49,601	1,830,140	1,360,942	397,480	620,383	91,546	P 4,844	
2		207,241	49,620	1,837,058	1,363,706	397,107	619,366	91,519	P 4,792	
3		207,804	49,097	1,836,301	1,370,521	401,935	620,948	P 92,550	P 4,823	
4 P	207,104	47,950	1,811,947	1,361,995	398,773	P 618,219	P 91,372	P 4,645		
前	2002. 3	1.1	0.7	4.9	0.2	4.6	3.4	10.9	14.5	
	2003. 3	1.2	2.9	1.5	0.5	3.5	2.1	23.2	9.0	
	2004. 3	0.2	4.4	5.7	0.0	2.1	0.6	0.3	9.7	
同	2004. 4	0.1	4.1	6.2	0.1	0.2	0.6	0.2	P 9.0	
	5	0.2	4.2	5.3	0.7	0.2	1.2	0.4	P 7.2	
	6	0.3	3.5	4.9	0.5	0.1	0.7	0.1	P 9.3	
	7	0.2	2.9	3.0	0.3	0.1	0.2	0.1	P 9.1	
	8	0.1	1.8	3.3	1.5	0.9	1.2	0.4	P 8.2	
	9	0.1	1.1	3.9	1.2	0.4	0.5	0.1	P 9.9	
	10	0.4	0.6	3.9	1.0	4.5	0.3	0.1	P 11.2	
	11	0.7	0.3	5.3	0.5	5.2	1.1	0.3	P 10.9	
	12	0.5	1.2	5.6	1.5	4.8	0.6	0.0	P 13.2	
	2005. 1	0.5	0.8	5.7	1.1	5.4	1.2	0.4	P 13.1	
	2	0.5	0.1	4.3	1.2	5.4	1.1	0.4	P 13.1	
	3	0.8	0.2	4.7	1.4	4.3	0.2	P 1.4	P 16.2	
4 P	1.0	0.4	3.6	1.9	3.8	P 0.2	P 0.8	P 18.4		

(注) 1 表9(注)に同じ。ただし郵便局の確定値は、ホームページによる。  
 2 貸出金には金融機関貸付金、コールローンは含まない。